

第6次宮古市男女共同参画基本計画

令和8年3月
岩手県宮古市



ごあいさつ

宮古市の男女共同参画の歩みは、平成 15 年に策定した「宮古市男女共同参画基本計画」に始まりました。以来、これまでに 4 度の計画の見直しを重ねながら、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この 23 年間で、ジェンダー平等や男女共同参画に対する社会の在り方、私たち一人ひとりの意識は大きく変化し、誰もが対等に活躍できる社会の実現に向けた歩みは、着実に進んできたところです。

一方で、無意識の思い込みである「アンコンシャス・バイアス」や、そこから生まれる固定的な性別役割分担意識など、いまだ私たちの暮らしに深く根付いている課題もあります。

また、多様な性自認や性的指向をはじめ、さまざまな個性や生き方を尊重し合う社会の実現も、今後ますます重要となってまいります。

このたび策定する第 6 次宮古市男女共同参画基本計画では、これまでの成果と現状の課題を踏まえ、「誰もが等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現を目指す」を基本理念とし、本市が取り組む施策の方向を示しております。

市民、事業者、関係団体など多様な主体との連携を一層深めながら、ジェンダー平等に繋がる意識づくりや、誰もが活躍できる地域社会の形成など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、宮古市男女共生推進委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

宮古市長 中村尚道

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 宮古市の現状	3
1 宮古市の概況	3
2 令和6年度宮古市男女共同参画に関する市民意識調査の概要	9
第3章 計画の内容	15
1 基本理念	15
2 基本課題	15
3 計画の行動体系	17
基本課題Ⅰ 一人ひとりを尊重する意識づくり	18
基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり	24
基本課題Ⅲ 誰もが安全・安心に過ごせるまちの実現	37
第4章 計画推進の取組	47
1 計画の推進体制	47
2 計画の評価	47
3 計画の進行管理	47
資料編	49
男女共同参画社会基本法	49
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	55
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	86
宮古市男女共生推進委員会条例	93
宮古市男女共生推進委員会委員名簿	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行や多様なライフスタイルの広がりにより、働き方改革をはじめとする社会環境の変化が加速しています。こうした状況の中、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きることができる社会の実現が一層求められ、多様な生き方・働き方を尊重する社会への転換が進んでいます。

国では現在、令和8年度から12年度までを計画期間とする「第6次男女共同参画基本計画」に基づき、心身ともに満たされた状態であるウェルビーイング(Well-being)の実現や、令和6年度施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく複合的困難を抱える女性への支援などを進めようとしています。岩手県においても、令和8年度から新たな「いわて男女共同参画プラン」に沿った施策が展開される予定です。

宮古市では、平成15年度に「宮古市男女共同参画基本計画」を策定して以来、成果と課題を踏まえながら定期的に見直しを行ってきました。令和2年度策定の「第5次宮古市男女共同参画基本計画」では、「男女がともに活躍できる社会づくり」「男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康支援」「一人ひとりの人権尊重の実現とその意識の醸成」の3つを基本課題として掲げ、施策を推進してきました。

令和6年度に実施した「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」では、令和2年度の前回調査と比べ、男女平等の推進や男性の家事・育児参加に対する意識が高まっており、これまでの取組の成果が一定程度表れていると考えます。

一方で、ジェンダー^{注1}に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス^{注2})や、固定的な性別役割分担意識^{注3}が依然として残っていることが明らかとなっており、さらなる取組の推進が必要とされています。

今般、第5次計画が令和7年度で終了することから、国・県の動向や「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、地域の実情に対応した取組を推進するため、「第6次宮古市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

注1 ジェンダー(Gender)：生物学的な性別(Sex)とは異なり、社会や文化によって作られる「男らしさ」「女らしさ」といった役割、行動、考え方などのことをいいます。

注2 アンコンシャス・バイアス：無意識の思い込み。だれもが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中で、既成概念、固定観念となっていきます。

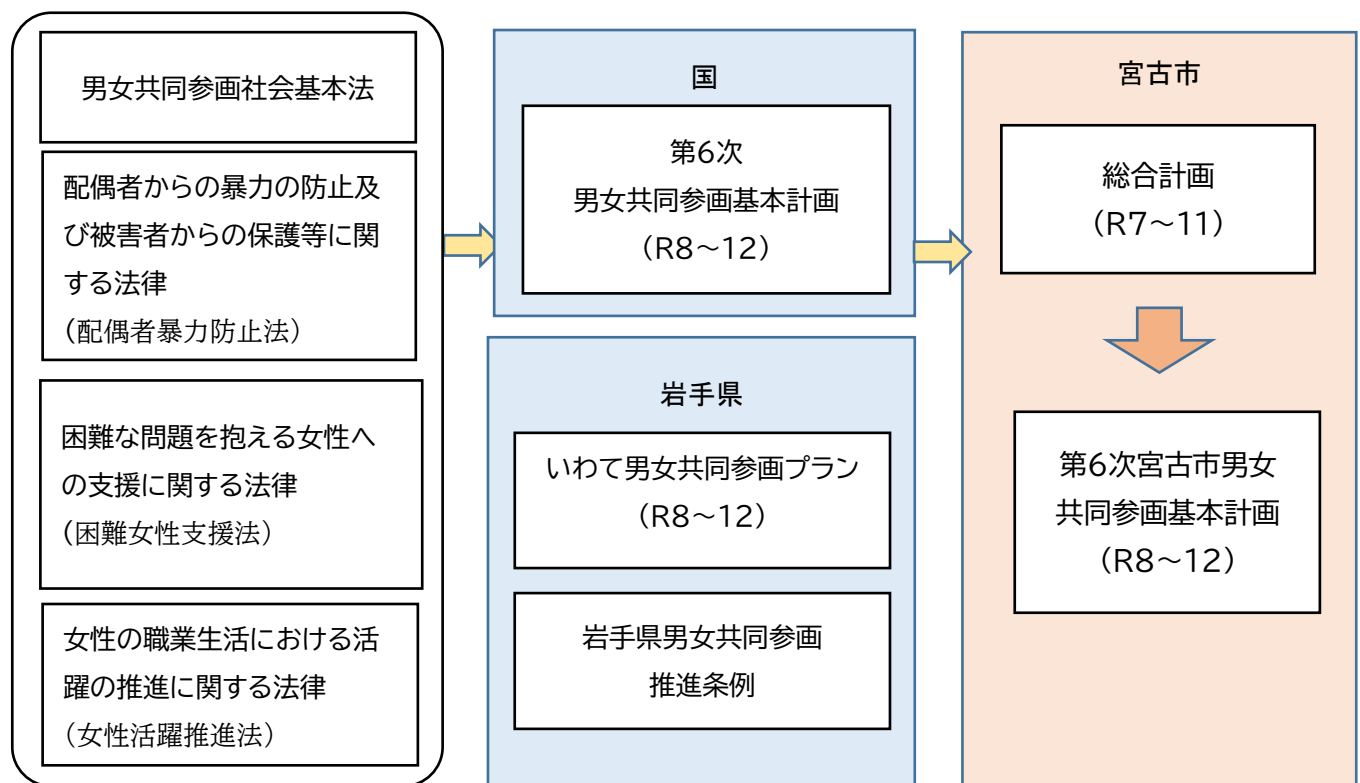
注3 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず、個人の能力によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性などの性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

2 計画の目的と位置づけ

宮古市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の形成を図るため、本市における男女共同参画社会づくりの目標、施策の方向、実施する施策を総合的に定めることを目的とします。

この計画は、「男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)」第 14 条第3項に基づき策定するもので、宮古市総合計画を上位計画とする部門別計画として位置づけます。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)」第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第 52 号)」第8条第3項に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」第6条第2項に基づく市町村推進計画を兼ねるものとします。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度(2026 年度)から令和12年度(2030 年度)までの5年間とします。なお、男女共同参画に関する国・県の動向や市民ニーズの変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 宮古市の現状

1 宮古市の概況

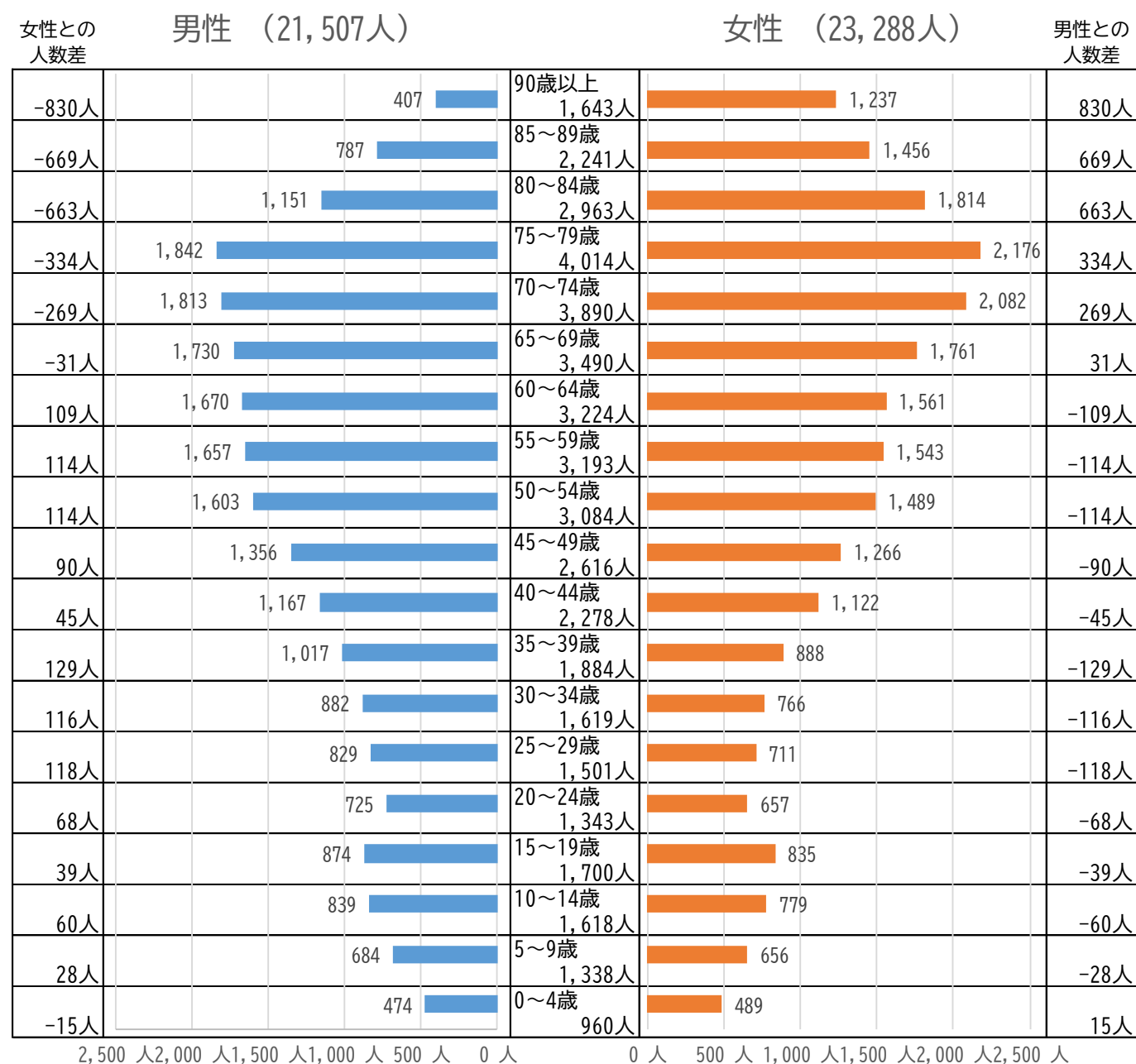
(1)人口の状況

令和7年10月1日現在の人口は、女性 23,288 人、男性 21,507 人で、総数 44,795 人となっています。

人口ピラミッドを見ると、男女ともに 70～79 歳代が多くなっています。

0～14 歳の年少人口数が減少し、65 歳以上の老年人口数が男女とも増加している傾向から、今後も少子高齢化がさらに進行することが予測されます。

宮古市人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

また、令和2年から7年までの5年間の男女別の人口増減を見てみると、社会増減による5年間の減少率は、男性が 4.59%、女性が 4.80%と、女性減少率の方が高くなっていることがわかります。

■宮古市の人口増減（R2～R7）

	人口（各年10/1時点）			増減			自然増減			社会増減（職権等含む）		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
R2	24,395	26,360	50,755	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	23,796	25,704	49,500	△ 599	△ 656	△ 1,255	△ 296	△ 294	△ 590	△ 303	△ 362	△ 665
R4	23,178	25,057	48,235	△ 618	△ 647	△ 1,265	△ 352	△ 370	△ 722	△ 266	△ 277	△ 543
R5	22,571	24,462	47,033	△ 607	△ 595	△ 1,202	△ 361	△ 383	△ 744	△ 246	△ 212	△ 458
R6	22,011	23,869	45,880	△ 560	△ 593	△ 1,153	△ 361	△ 367	△ 728	△ 199	△ 226	△ 425
R7	21,507	23,288	44,795	△ 504	△ 581	△ 1,085	△ 398	△ 392	△ 790	△ 106	△ 189	△ 295
5年間	-	-	-	△ 2,888	△ 3,072	△ 5,960	△ 1,768	△ 1,806	△ 3,574	△ 1,120	△ 1,266	△ 2,386

※5年間の減少率 △ 4.59% △ 4.80%

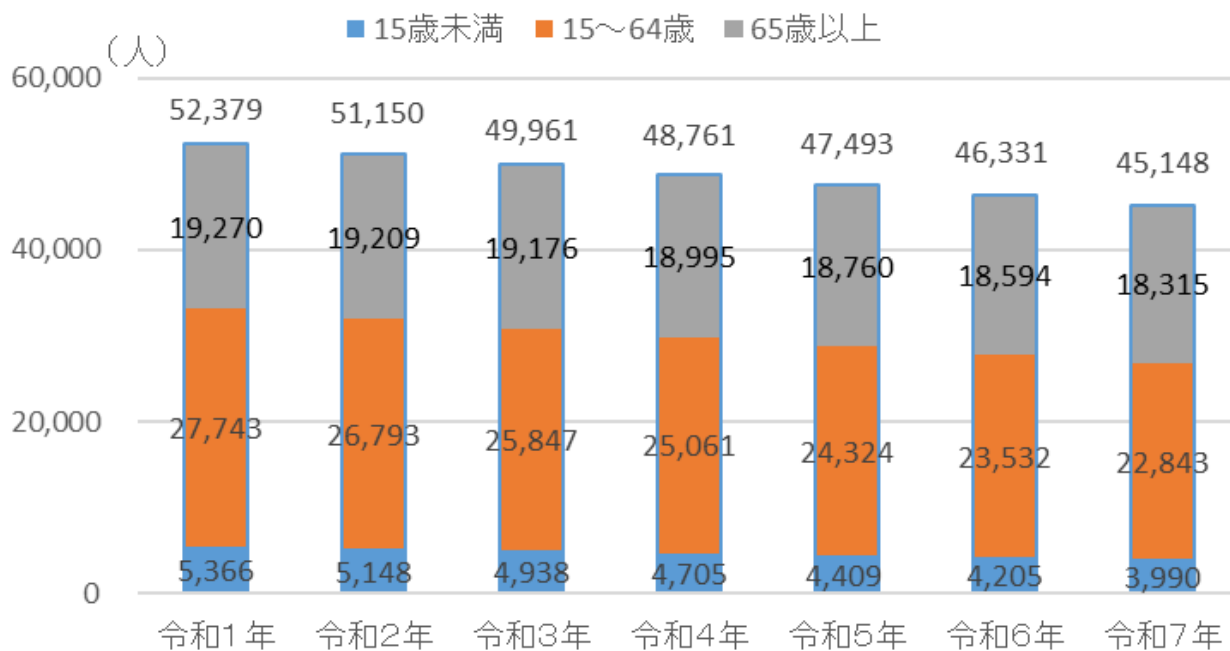
このことが、人口ピラミッドの男女の人数差が、20歳代以降に広がっていることの原因であると推察されます。

(2)年齢3区分別人口の推移

人口の推移を見ると、年齢3区分別でも全体的に減少しています。

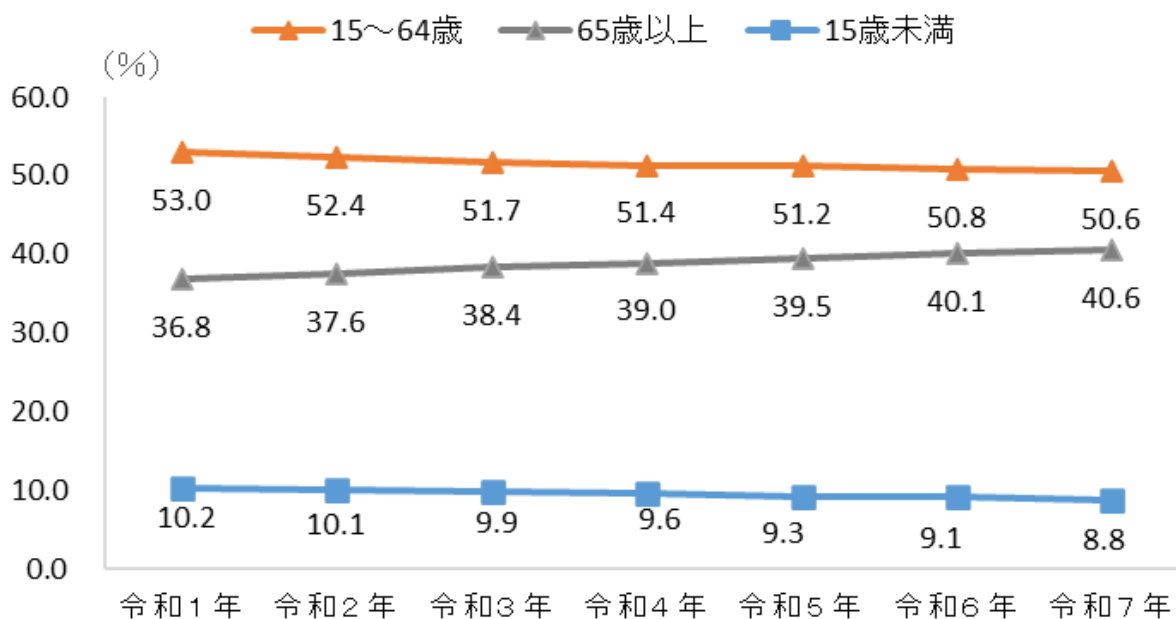
人口割合の推移を見ると、15～64歳人口の割合は令和1年から3.2ポイント減少している一方、高齢者人口の割合は4.5ポイント増加しています。

年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

年齢3区分人口割合の推移

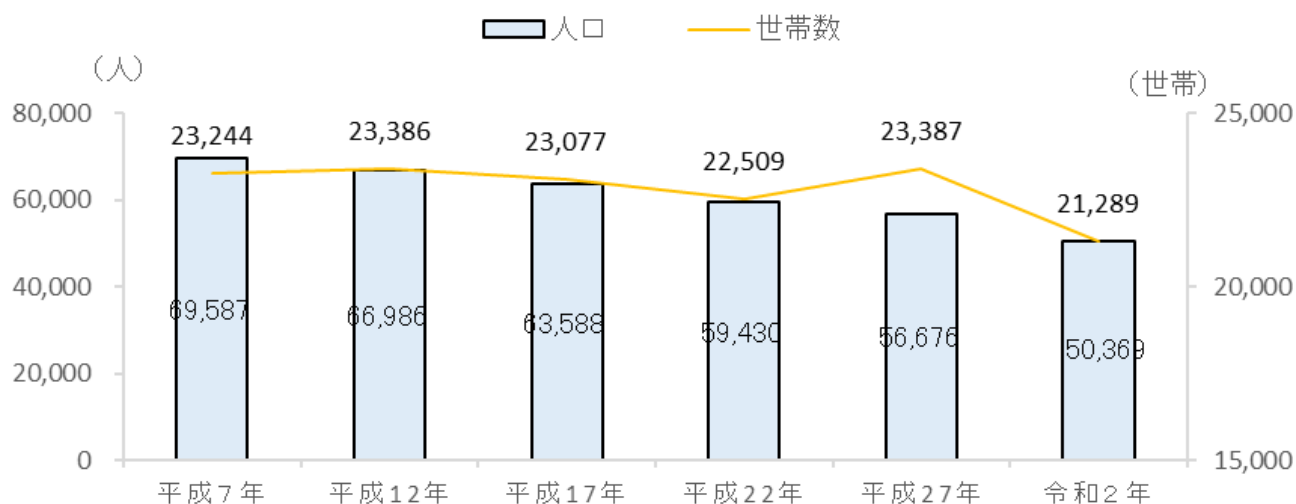


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3)人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移を見ると、人口は継続して減少傾向にあり、世帯数も平成 27 年に増加しましたが、令和2年で減少傾向に転じており、長期で見ると人口同様減少しています。

人口・世帯数の推移



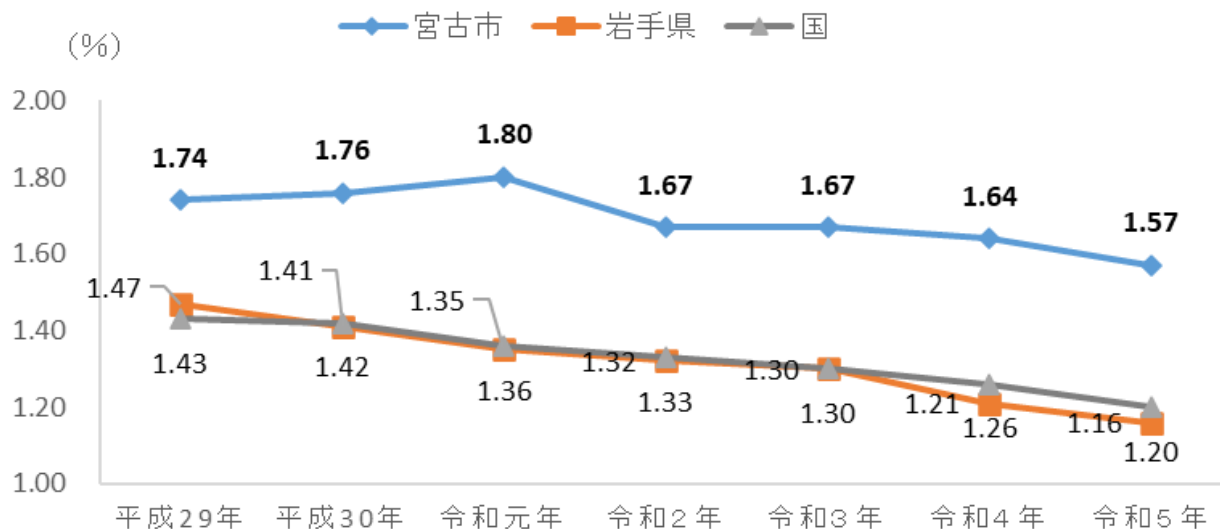
資料: 国勢調査(総務省統計局)

(4)合計特殊出生率の推移

令和 5 年の合計特殊出生率は、1.57 となっており、平成 29 年以降で最も低い値となっておりますが、国や岩手県と比較すると高い水準となっております。

(県及び全国との比較は、資料が異なるため参考値)

合計特殊出生率



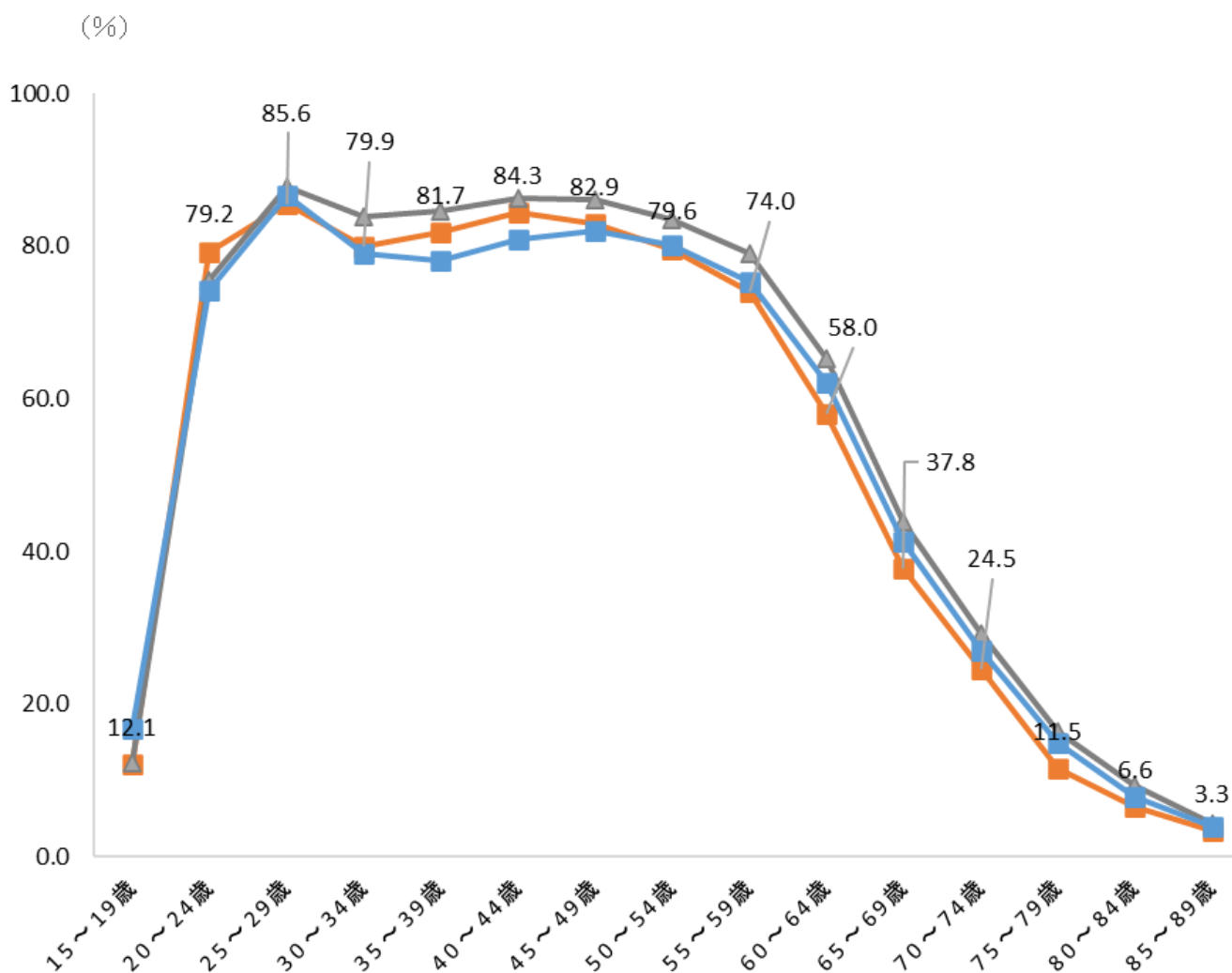
資料: 宮古市は「岩手県保健福祉年報(人口動態編)」
岩手県及び全国は「岩手県人口動態統計(確定数)の概況」

(5) 就労の状況

本市の女性の年齢別労働力率^{注4}を見ると、国や県とほぼ同じ形のグラフとなっていますが、15～24歳までは岩手県と比較して高くなっているほか、35～39歳・40～44歳は、国と比較して高くなっています。

女性の年齢階級別労働力率（宮古市・岩手県・国比較）

—■— 宮古市 —▲— 岩手県 —■— 国

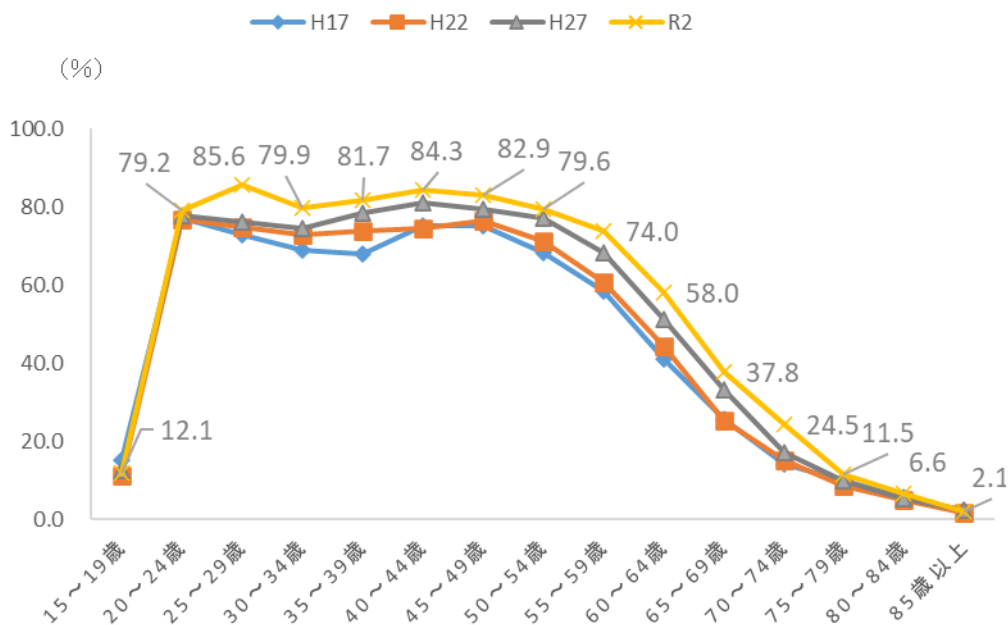


資料：令和2年国勢調査（総務省統計局）

注4 労働力率：就業者と完全失業者とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合です。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指します。

女性の労働力率の推移を見ると、各年齢階級において上昇しています。平成17年からの変化を見ると、平成17年の35～39歳(68.1%)を底とするM字カーブ注5を描いていますが、令和2年の35～39歳が81.7%、40～44歳が84.3%と上昇しており、グラフ全体の形はM字型から台形型に近づきつつあります。

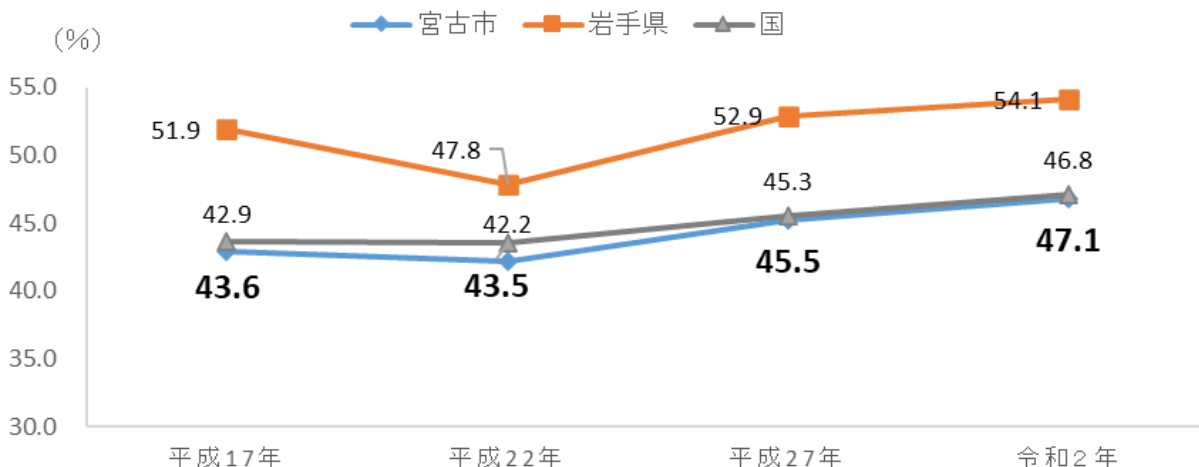
女性の年齢階級別労働力率



資料: 国勢調査(総務省統計局)

共働きの推移をみると、増加傾向にあります。令和2年で47.1%となっており国とほぼ同じですが、岩手県と比較すると、共働き率は低くなっています。

共働き率の推移



資料: 国勢調査(総務省統計局)

注5 M字カーブ：女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをいいます。

2 令和6年度宮古市男女共同参画に関する市民意識調査の概要

(1) 調査概要

① 調査の目的

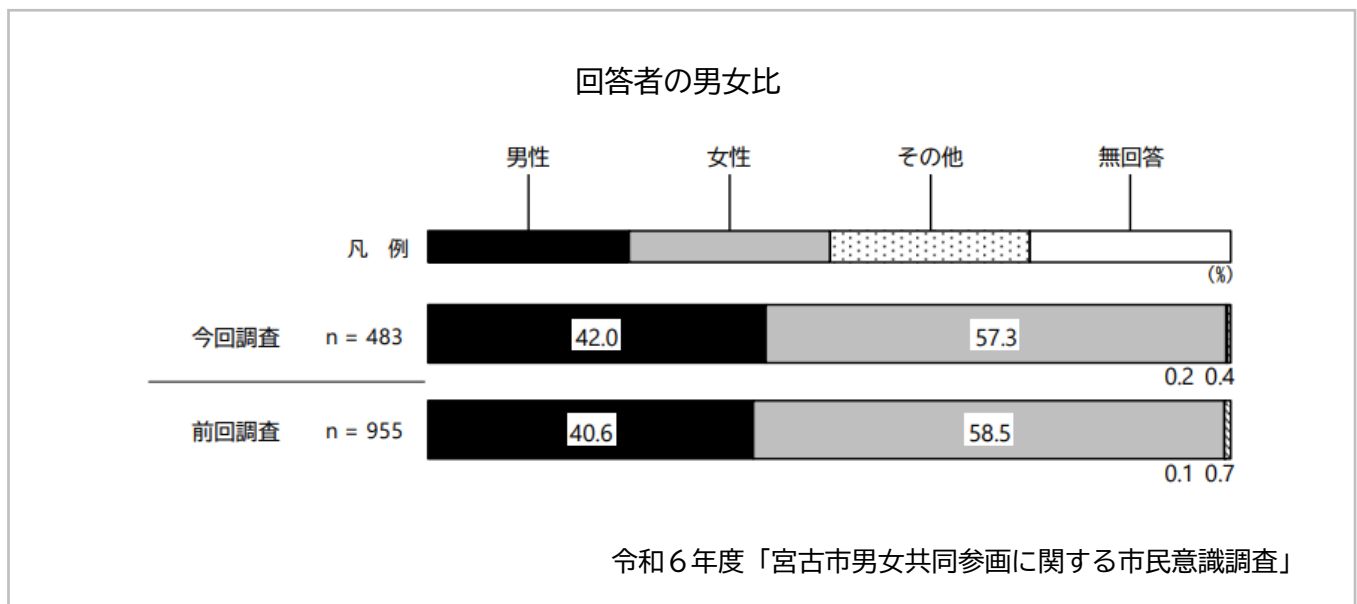
本調査は、令和7年度策定の第6次宮古市男女共同参画基本計画の基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識を把握することを目的として実施しました。

② 調査の設計

項目	内容
調査対象者	18歳以上の宮古市民(年齢階層別無作為抽出)
調査人数	1,400人(うち女性734人 男性666人)
調査内容	男女平等に対する意識、家庭生活での役割分担意識、女性が働きやすくなるために必要なこと、DV注6、防災分野での男女共同参画、男女共同参画のために取り組むこと等
調査期間	令和6年9月28日～10月15日
調査方法	郵送による配布・回収(web調査併用)
回収状況	配布数1,400件、483件回収(回収率34.5%)

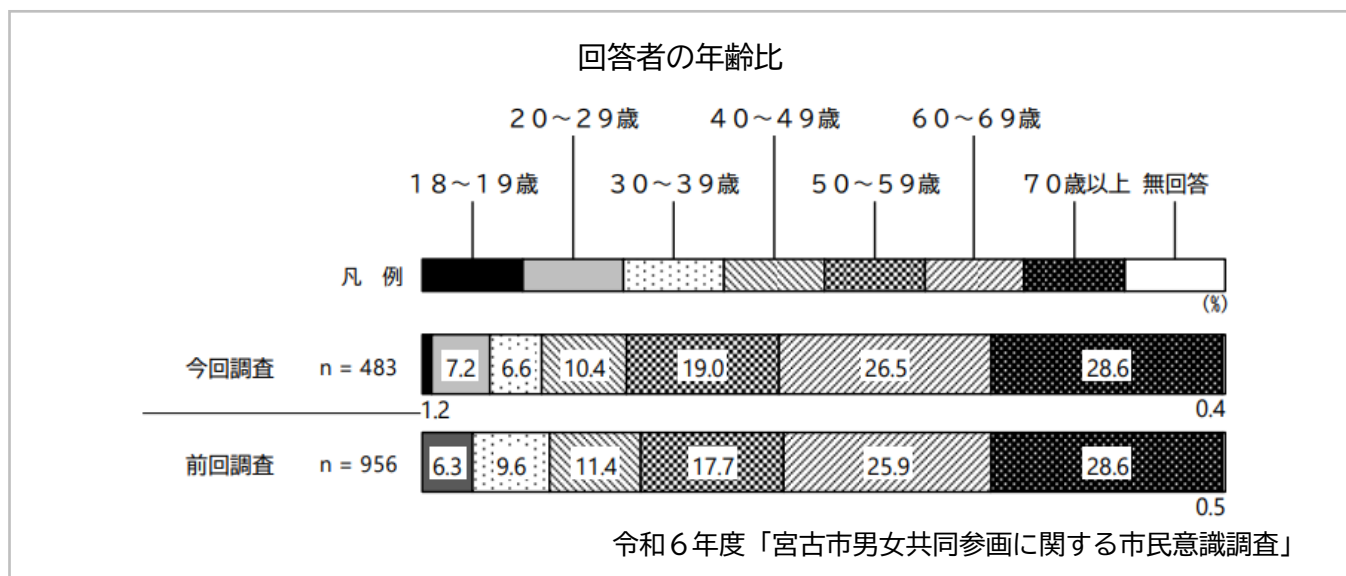
③ 回答者の属性

本調査に回答いただいた方の性別は、男性が42.0%、女性が57.3%となっており、前回調査(令和2年度)と同程度の割合となっています。



注6 DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振られる暴力のことをいいます。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。

年齢別の属性も、前回調査とほぼ同じ数値となっておりますが、若者の年齢を、18～19歳、20～29歳と細分化し、意識抽出の精度を上げています。



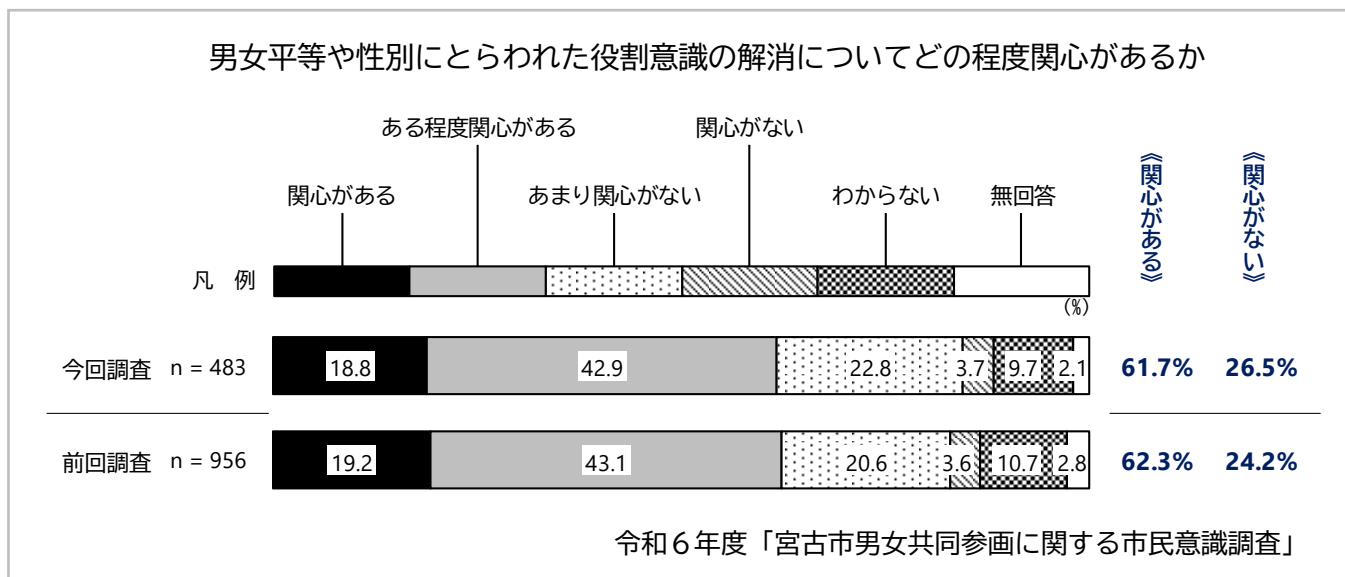
(2)分野別の主な調査結果

①男女平等に関する意識について

男女平等や、性別にとらわれた役割意識の解消について、最も多い項目は「関心がある・ある程度関心がある」(61.7%)となっており、次いで「関心がない・あまり関心がない」(26.5%)、「わからない」(9.7%)の順で多くなっています。

男女平等や、性別にとらわれた役割意識の解消について関心がある回答者の方が 35.2%多い結果となりました。

「関心がある・ある程度関心がある」と回答した割合は、前回調査(令和2年度)と比べ 0.6ポイント減少していることから、関心度を高めるためにも、男女共同参画に向けた取組の強化が必要です。



②家庭生活について

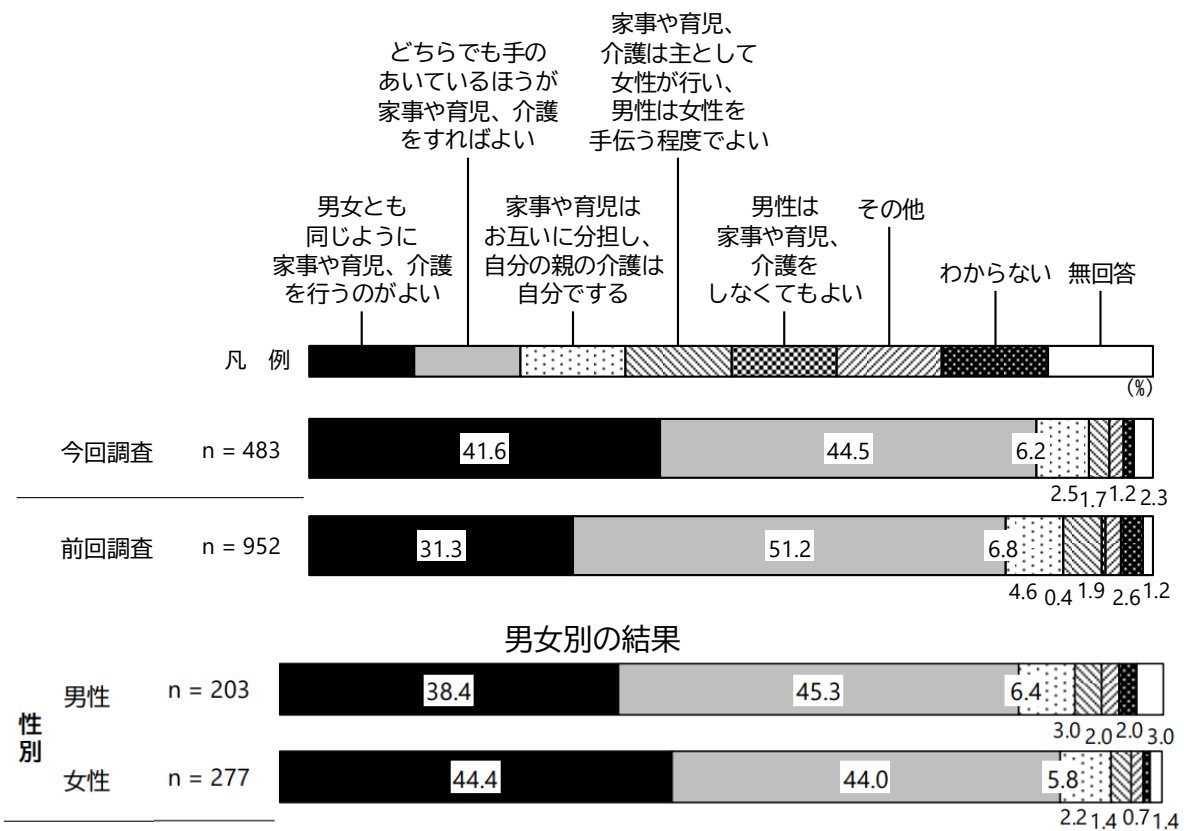
家庭生活の中での家事や育児等の役割分担について、最も多い項目は「どちらでも手のあいているほうが家事や育児、介護をすればよい」(44.5%)となっており、次いで「男女とも同じように家事や育児、介護を行うのがよい」(41.6%)、「家事や育児はお互いに分担し、自分の親の介護は自分でする」(6.2%)の順で多くなっています。

前回の調査結果(令和2年度)と比較すると、「男女とも同じように家事や育児、介護を行うのがよい」が10.3ポイント上昇しており、固定的な性別役割分担意識の減少が進んできていることがわかります。

一方で、男女別の回答を比較してみると、男性は「男女とも同じように」が38.4%、「手のあいているほう」が45.3%、女性は、「男女とも同じように」が44.4%、「手のあいているほう」が44.0%となっており、男女間での考え方に差があることがわかります。

「手のあいているほう」という回答には、「女性の方が手があいている」というアンコンシャス・バイアスが潜んでいる恐れがあり、取組を進める際には注意が必要です。

家庭生活の中での家事や育児等の役割分担について、どのように考えているか



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

③仕事について

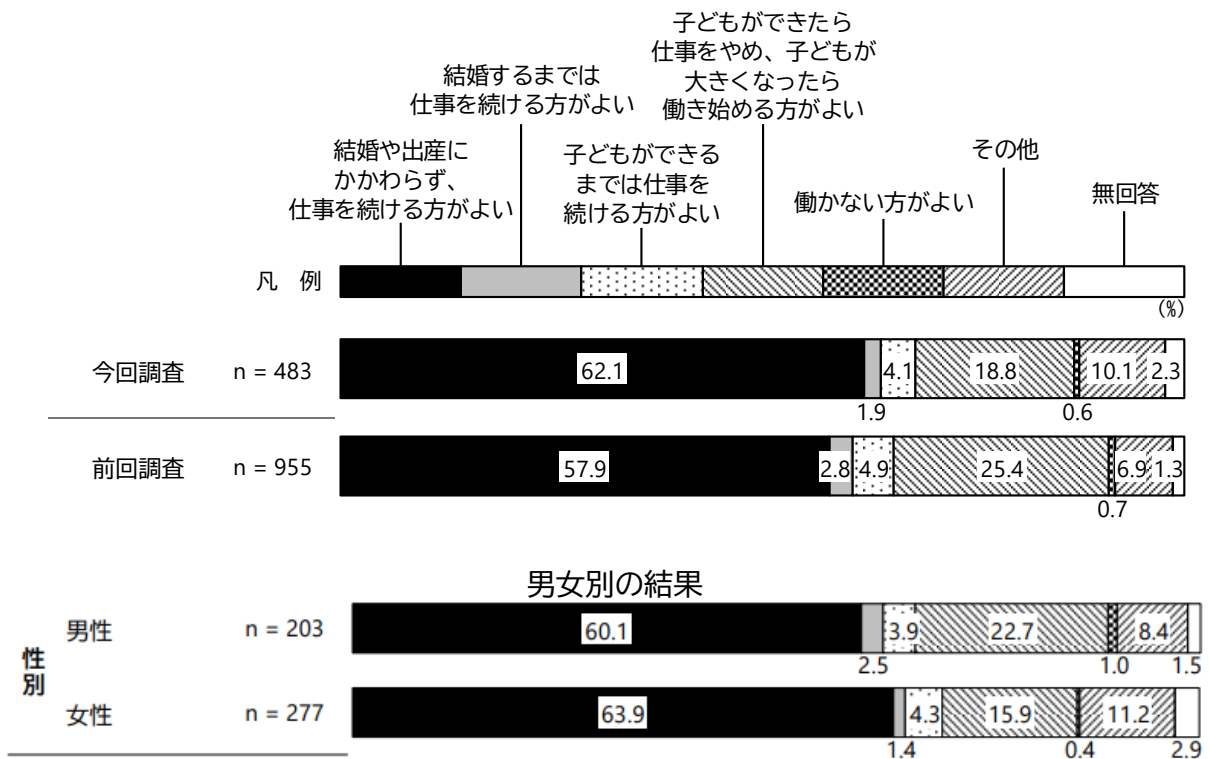
女性が働くことについて、最も多い項目は「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が62.1%となっており、次いで、「子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら働き始める方がよい」(18.8%)、「子どもができるまでは仕事を続ける方がよい」(4.1%)となっています。

令和2年度の前回調査と比較すると、「子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら働き始める方がよい」がやや下降して、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が上昇しています。

一方で、男女別の回答を見ると、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」の回答は男性より女性の方が3.8ポイント高く、逆に「子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら働き始める方がよい」の回答は、女性より男性の方が6.8ポイント高くなっています。

結婚や出産と仕事に対する考え方に男女でギャップが生まれていることが見て取れることから、働き続けたいと思う女性への理解を深めていく取組が必要です。

女性が働くことについて、どのように考えているか



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

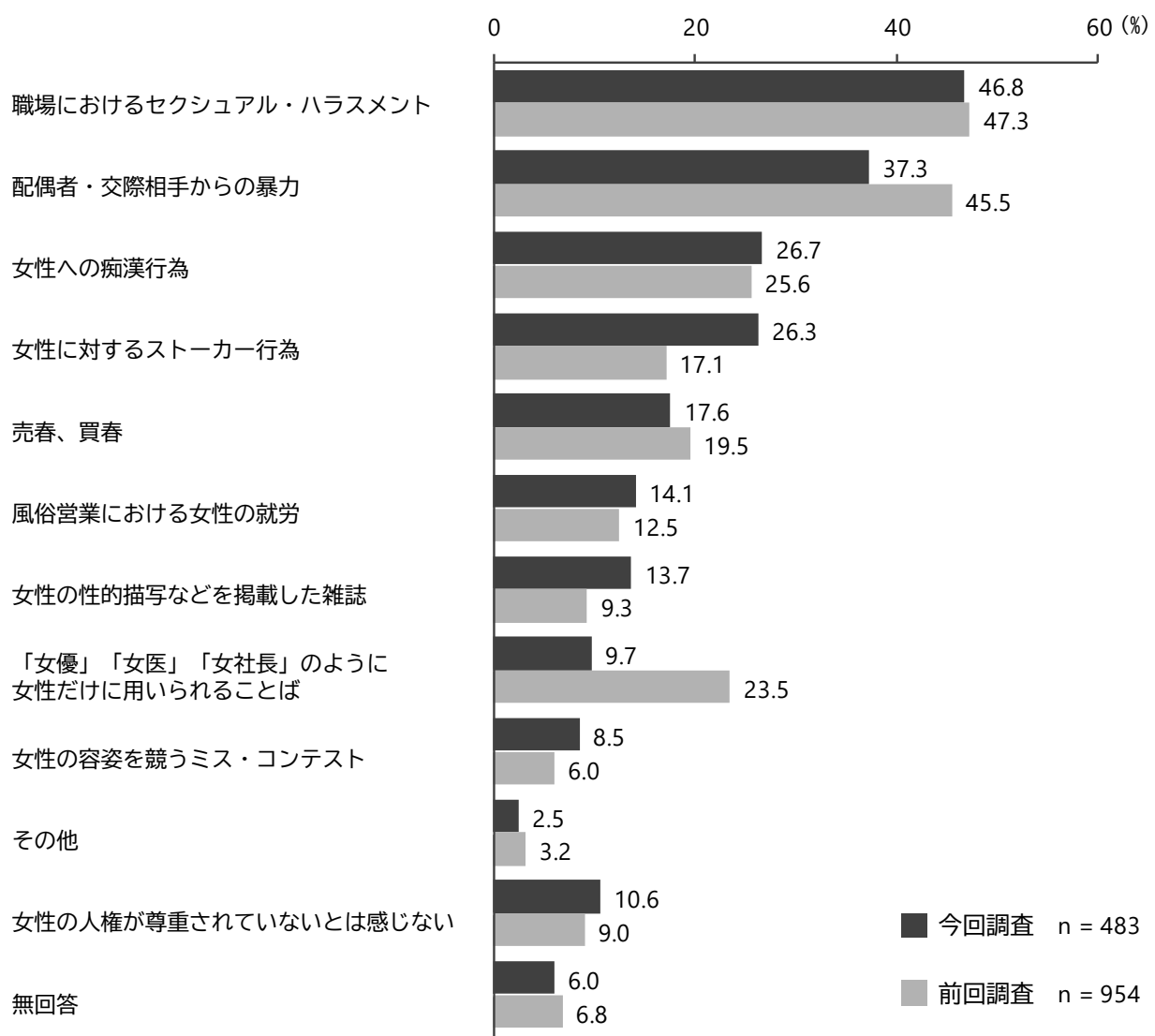
④人権の尊重について

女性の人権が尊重されていないと感じるモノ・コトについて、最も多い項目は「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」(37.3%)となっており、次いで、「配偶者・交際相手からの暴力」(37.3%)、「女性への痴漢行為」(26.7%)となっています。職場や家庭など、身近な場でのモノ・コトの割合が高くなっています。

設問に例示したモノ・コトは、すべて「女性の人権が尊重されていない事例」として挙げられているものであり、この設問において、「女性の人権が尊重されていないとは感じない」という回答は、人権意識が低い層の表れととらえることもできます。

人権尊重の意識を醸成するためには、まず、何が人権侵害に当たるのかについて理解を深める取組が必要です。

女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなモノ・コトを見たり聞いたりしたときか。(3つまで選択)



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

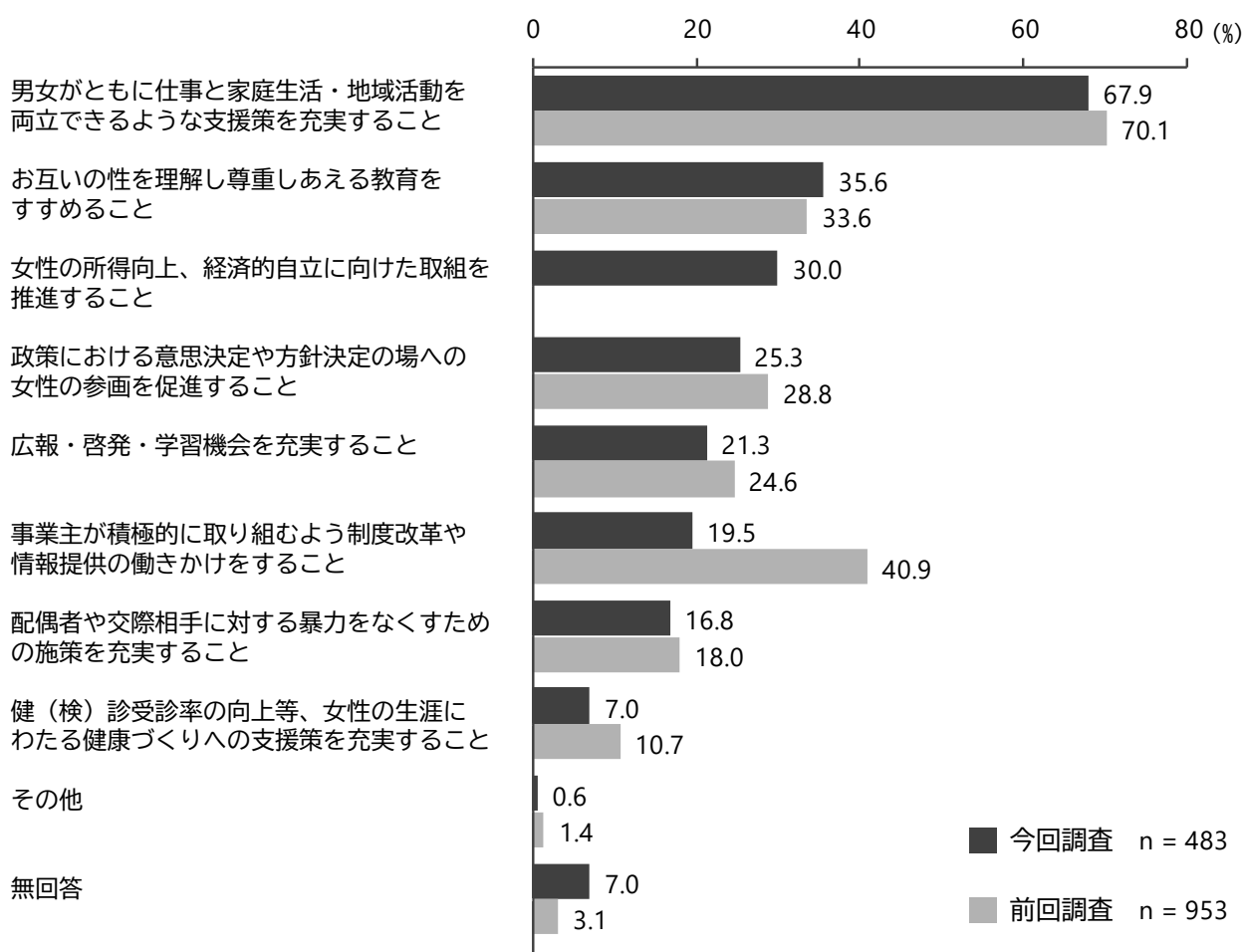
⑤男女共同参画に関する施策について

男女共同参画社会を形成していくために、今後国や自治体が特に力を入れて取り組むべきことは、最も多い項目が「男女がともに仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策を充実すること」が67.9%となっており、次いで、「お互いの性を理解し尊重しあえる教育をすすめること」(35.6%)、「女性の所得向上、経済的自立に向けた取組を推進すること」(30.0%)となっています。

「男女がともに仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策」が突出して高い結果となっていることから、家事育児への支援サービスの充実等が求められていると考えられます。

また、今回の調査で新たに設けた「女性の所得向上、経済的自立に向けた取組の推進」が3番目となっており、「女性の働きやすさ」だけではなく「女性の所得向上」が求められていると考えられます。

男女共同参画社会を実現していくために、国や自治体が特に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思うか。(3つまで選択)



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

第3章 計画の内容

1 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、確かな理念の下、継続してたゆまず取り組む必要があります。本市は第5次男女共同参画基本計画の理念を継承しながらも、多様な性のあり方や生き方に寄り添えるように、計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

誰もが等しく個人として尊重され、支え合い、
個性と能力をいかせる社会の実現を目指す

2 基本課題

本計画は、これまで取り組んできた男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策をさらに発展させ、基本理念に基づき、次の3つの基本課題を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

基本課題Ⅰ 一人ひとりを尊重する意識づくり

男女共同参画の実現に向けて、市民一人ひとりが、互いの違いを尊重し合う意識を育みます。特に、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への認識と理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。

多様な価値観を認め合う社会づくりのため、性的マイノリティの方々に寄り添ったまちづくりを推進するとともに、すべての市民にこうした意識を持ってもらえるよう、情報発信や啓発活動を幅広く展開し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の形成を推進します。

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

すべての人が自分の望み通りの生活ができる社会の実現に向けて、子育てや介護などのライフステージに応じた支援を充実させるとともに、働きやすい職場環境づくりを進めます。

職場や地域における男女共同参画への理解を深めるため、啓発活動を積極的に行い、家庭と仕事の両立を支援します。

また、政策や方針の決定過程における多様な視点の反映を図り、地域活動や防災活動の場においても、性別や年齢、障害の有無にかかわらず誰もが安心して参画できる体制づくりを推進し

ます。避難訓練や地域防災活動においては、ジェンダーや多様な立場の視点を取り入れた対応を強化し、包摂的な地域づくりを目指します。

すべての人が心身ともに満たされ、幸福を実感できる「ウェルビーイング」の実現を目指し、多様性を尊重した地域社会の形成を推進します。

基本課題Ⅲ 誰もが安全・安心に過ごせるまちの実現

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、ハラスメント注7などの肉体的・精神的に相手を傷つける行為のほか、経済的格差や社会における性別的な格差・偏見により個人の自由や尊厳を損なう行為など、あらゆる暴力のない社会の実現に向け、相談窓口の拡充、周知・啓発の強化、関係機関の連携体制の充実を進め、被害者が早期に相談・保護につながる仕組みを整備します。あわせて、そうした暴力に対する正しい知識の普及を通じて未然防止の意識を醸成するとともに、被害者の安全と権利を守ります。

ひとり親世帯の生活困窮や高齢者世帯の貧困、ヤングケアラー注8問題など、構造的で複合的な原因により、生活が困難な状況にある当事者が安心して支援を受けられるよう、本人の意思を尊重した包括的な支援体制の整備を進めます。

また、生涯にわたる健康支援とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ注9の啓発に取り組み、男女が互いの性と自己決定を尊重し、誰もが心身の健康を保ちながら暮らせる環境づくりを推進します。

注7 ハラスメント：いろいろな場面での「いやがらせ」「いじめ」をいいます。種類は様々であり、他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり脅威を与えることを総称していいます。

注8 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

注9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。人々が政治的、社会的に左右されず、「子どもを持つ」、「持たない」を決める自由を持ち、子どもの数、出産間隔、出産する時期を女性が自ら自由に決定でき、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができる権利のことです。

3 計画の行動体系

<p>理 基 念 本</p> <p>誰もが等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現を目指す</p>	<p>基本課題Ⅰ</p> <p>一人ひとりを尊重する意識づくり</p>	<p>基本目標Ⅰ-1</p> <p>一人ひとりを尊重する意識づくりの推進</p>	<p>行動目標(1)</p> <p>ジェンダー平等・人権尊重に向けた意識の醸成 【目指す姿】ジェンダー平等や一人ひとりの人権が尊重されるまち 【成果指標】 ・社会通念やしきたりの中で、男女の地位が平等になっていると感じる人の割合 ・ジェンダー平等に関する言葉の認識度 ・いわて男女共同参画サポーター認定者数 ・人権問題事例を見て人権が尊重されていないと感じる人の割合</p>
			<p>行動目標(2)</p> <p>多様性と包摂性のある社会に向けた意識の醸成 【目指す姿】多様な性のあり方が尊重されるまち 【成果指標】 ・性的マイノリティに関することばの認識度</p>
	<p>基本課題Ⅱ</p> <p>誰もがともに活躍できる社会づくり</p>	<p>基本目標Ⅱ-1</p> <p>家庭と仕事の両立支援の推進</p>	<p>行動目標(1)</p> <p>家庭と仕事の両立を図るための環境の整備 【目指す姿】家庭と仕事が両立しやすいまち 【成果指標】 ・男女とも同じように家事や育児、介護を行うのがよいと思う人の割合 ・市内の「くるみん認定制度」「いわて子育てにやさしい企業等認定制度」の認定企業数</p>
			<p>行動目標(2)</p> <p>子育て支援サービスの充実 【目指す姿】必要な子育て支援サービスを受けられるまち 【成果指標】 ・待機児童数 ・子どもを預けたいときに預けられる場所についての市民満足度</p>
			<p>行動目標(3)</p> <p>介護・福祉サービスの充実 【目指す姿】必要な介護・福祉サービスを受けられるまち 【成果指標】 ・老人ホームなどの介護施設の整備状況についての市民満足度 ・障がい者が社会参加しやすい環境についての市民満足度</p>
		<p>基本目標Ⅱ-2</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進</p>	<p>行動目標(1)</p> <p>女性の就業支援 【目指す姿】男女がともに働きやすいまち 【成果指標】 ・市内の「えるぼし認定制度」「いわて女性活躍認定企業等認定制度」の認定企業数</p>
			<p>行動目標(2)</p> <p>女性の経営参画の推進 【目指す姿】企業等の経営に男女がともに参画しているまち 【成果指標】 ・市内企業における女性経営者の割合</p>
			<p>行動目標(1)</p> <p>政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 【目指す姿】政策・方針決定に男女がともに参画しているまち 【成果指標】 ・審議会等における女性委員の割合 ・市職員管理職(課長以上)における女性の割合</p>
		<p>基本目標Ⅱ-3</p> <p>参画し合うまちづくりの推進</p>	<p>行動目標(2)</p> <p>男女共同参画の視点に立った防災・地域づくりの推進 【目指す姿】防災・地域づくりに男女がともに参画しているまち 【成果指標】 ・地域自治組織における女性会長の割合 ・市防災会議における女性委員の割合</p>
		<p>基本課題Ⅲ</p> <p>誰もが安全・安心に過ごせるまちの実現</p>	<p>基本目標Ⅲ-1</p> <p>あらゆる暴力の根絶とあらゆる困難への支援</p>
	<p>行動目標(2)</p> <p>男女共同参画の視点に立ったあらゆる困難への支援 【目指す姿】困難を抱える当事者に寄り添うまち 【成果指標】 ・生活上の課題を相談できる機会や場所についての市民満足度 ・必要ときに手助けをしてもらえる環境についての市民満足度</p>		
<p>基本目標Ⅲ-2</p> <p>生涯にわたる健康支援</p>	<p>行動目標(1)</p> <p>生涯にわたる健康支援 【目指す姿】生涯にわたって健康が保たれるまち 【成果指標】 ・子宮がん検診の受診率 ・乳がん検診の受診率 ・ゲートキーパー養成講座年間受講者数 ・市民の健康づくりに対する活発な取り組みについての市民満足度</p>		

基本課題Ⅰ 一人ひとりを尊重する意識づくり

男女共同参画社会の形成には、すべての人が性別にかかわらず尊重され、安心して自分らしく生きることができる社会の実現が不可欠です。そのためには、男女共同参画の理念と意義に対する理解を深め、互いの人権を尊重し合う意識を育むことが重要です。

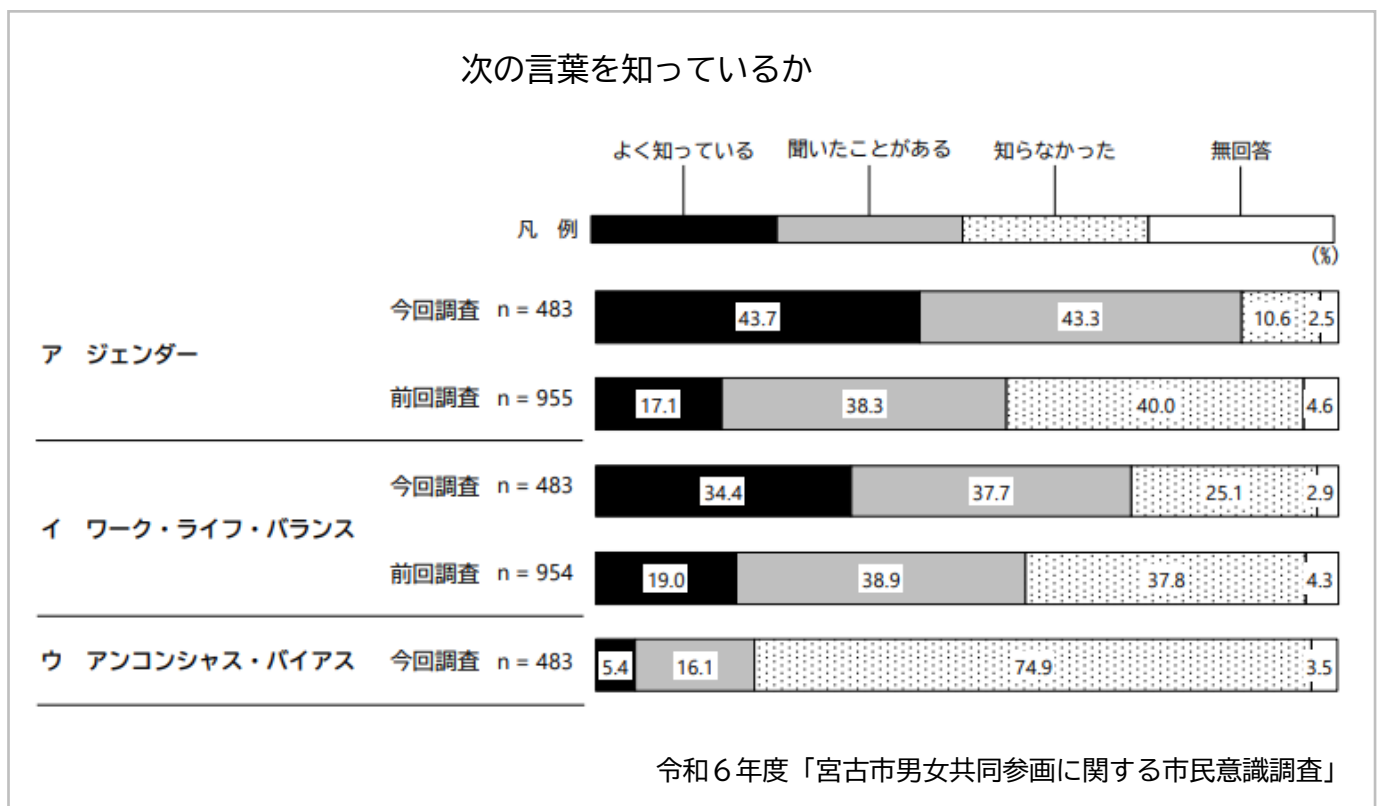
市民一人ひとりが、ジェンダー平等注10や多様性の視点を持ち、お互いを認め合えるよう、学校や地域における学習の場を通じて、年齢や背景に応じた継続的な教育・啓発を推進します。

また、職場や地域社会においても、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、誰もが尊厳をもって暮らせる環境づくりを進めます。

【現状と課題】

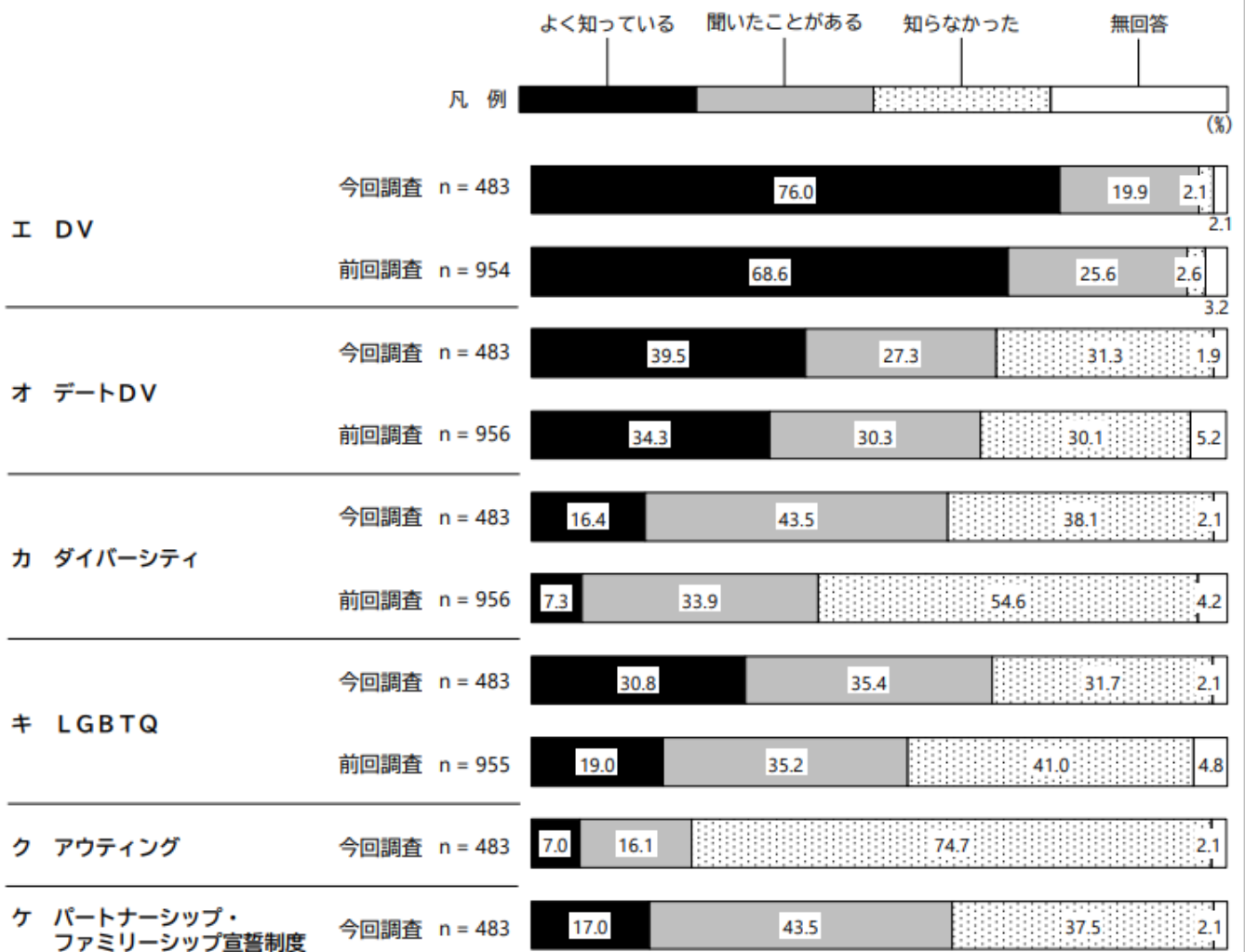
ジェンダー平等や性的マイノリティに関することばの認識度について、今回の調査結果(令和6年度)を見ると、すべての項目で前回調査を上回っており、意識の醸成が進んでいることが伺えます。

しかし、「アンコンシャス・バイアス」や「アウティング」など、認識度が低いことばもあることから、男女共同参画を考えるうえでよく使われることばの認識度を高め、一層の意識醸成を図る必要があります。



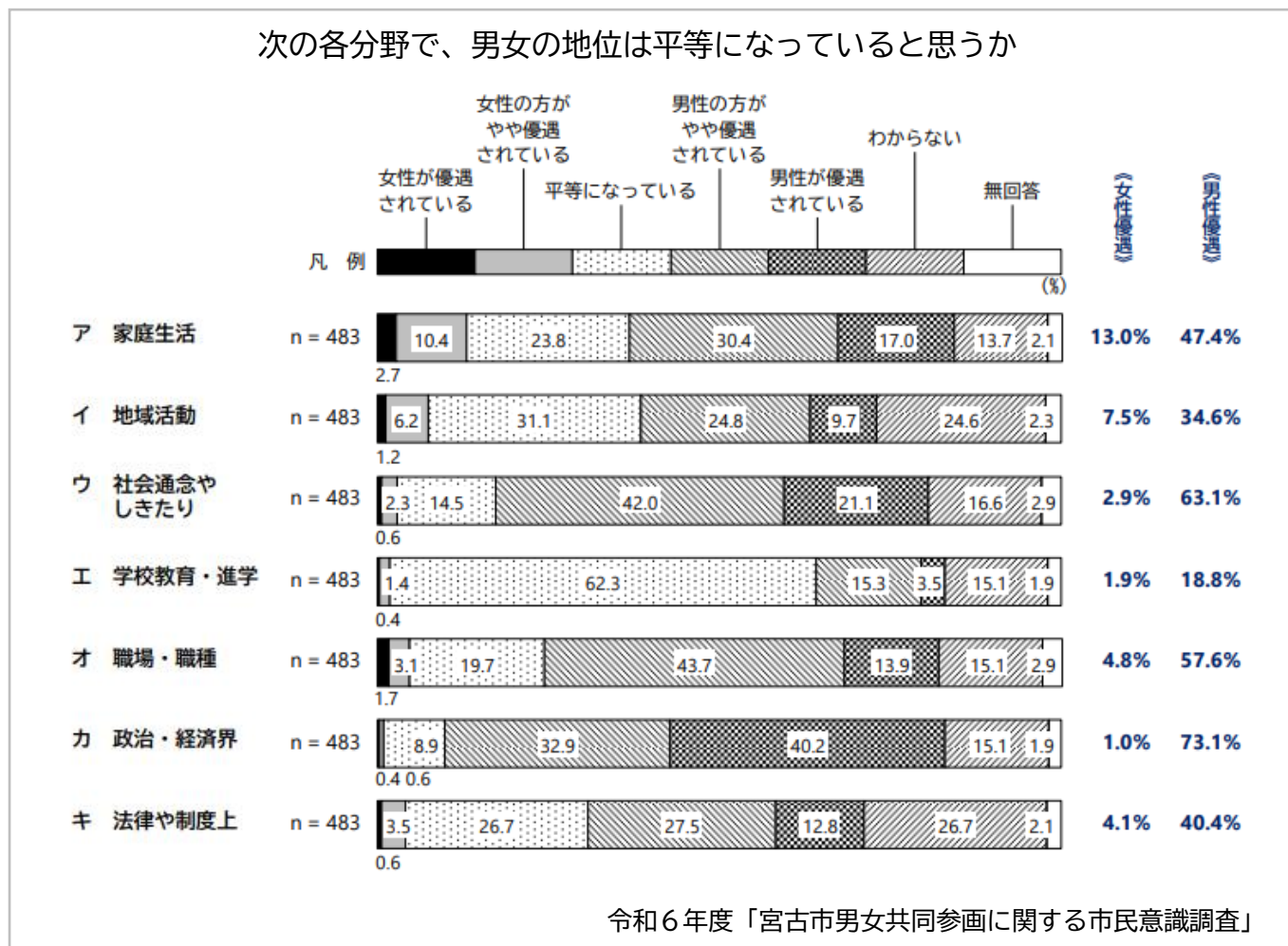
注10 ジェンダー平等：性別にかかわらず、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す考え方です。これは単に「男女の平等」だけでなく、性自認や性的指向を含む多様な性のあり方を尊重し、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)による不平等や固定的な役割分担をなくすことを意味します。

次の言葉を知っているか（前ページつづき）



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

男女の地位は平等になっていると思うかについて、今回の調査結果(令和6年度)を見ると、学校教育・進学を除くすべての項目で、「平等になっている」と思う割合が、「男性優遇」と思う割合より低くなっています。



特に、日常生活に広く関わってくる「社会通念やしきたり」の項目は、「平等になっている」と答えた割合が 14.5%で、「政治・経済界」に次いで低い数値となっており、ジェンダーによる差別やアンコンシャス・バイアスが、社会のいたるところに根深く残っていることが見て取れます。

あらゆる分野でジェンダー平等を普及させるためには、その土台として、ジェンダー平等や人権尊重、アンコンシャス・バイアスの解消について、常日頃から皆が意識し、行動を見直していくことが求められます。

基本課題Ⅰ 一人ひとりを尊重する意識づくり

◆基本目標Ⅰ-1 一人ひとりを尊重する意識づくりの推進

性別に関わらず、誰もがその個性と能力を發揮できる社会の実現に向けた意識づくりを推進します。あらゆる場面での啓発や学びの機会を充実させ、多様な背景をもつ人々の個性や思いが尊重される社会づくりを進めます。

行動目標(1) ジェンダー平等・人権尊重に向けた意識の醸成

ジェンダー平等と人権尊重の意識を育むため、学校・職場・地域など多様な場での学びや対話を通じて、一人ひとりの行動変容を促す取組を進めます。

性別に基づく固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消し、一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、男女共同参画に関する周知・啓発を推進します。

【目指す姿】

ジェンダー平等や一人ひとりの人権が尊重されるまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①社会通念やしきたりの中で、男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	14.5%	30.0%
②ジェンダー平等に関することばの認識度	30.0%	100.0%
③いわて男女共同参画サポーター注11 認定者数	75人	125人
④人権問題事例を見て人権が尊重されていないと感じる人の割合	36.9% ※上位3項目の平均値	100.0%

【必要な取組】

ア 男女共同参画に関する周知・啓発の推進

▽広報やホームページ等を活用した意識啓発の推進

▽男女共同参画に関する講座の開催

注11 いわて男女共同参画サポーター：男女が平等に能力を發揮できる社会(男女共同参画社会)の実現を目指し、地域などで啓発や学習活動を行う人のことです。岩手県が認定・養成しています。

▽人権擁護委員協議会と連携した啓発活動の実施

▽相談機関の周知

イ 男女共同参画に関する教育・学習の推進

▽男女共同参画を醸成する教育・学習の実施

▽身体的性差と保健に関する教育・学習の実施

▽女性と子どもの人権尊重に関する教育・学習の実施

ウ 固定的性別役割分担意識の解消の推進

▽アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発活動の実施

基本課題 I 一人ひとりを尊重する意識づくり

◆基本目標 I-1 一人ひとりの人権を尊重する意識づくりの推進

行動目標(2) 多様性と包摂性のある社会に向けた意識の醸成

すべての人が性的指向及び性自認(SOGI注12)に関する正しい認識をもち、性の多様性の尊重を学ぶための講座や、理解と認識を深めるための様々な周知・啓発を進め、一人ひとりの多様な生き方や価値観を認めあう意識の醸成を図ります。

【目指す姿】

多様な性のあり方が尊重されるまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①性的マイノリティに関することばの認識度	18.2%	100.0%

【必要な取組】

ア 性的マイノリティに関する周知・啓発の推進

- ▽性的マイノリティ当事者からの意見の収集
- ▽広報やホームページ等を活用した意識啓発の推進

イ 性的マイノリティに関する学習の推進

- ▽SOGI やジェンダーなどをテーマにした講座の開催

注12 SOGI(ソジ)：性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を取った言葉です。恋愛感情が誰に向くか(性的指向)と、自分がどの性の認識を持つか(性自認)の二つの側面を指します。性的マイノリティ(LGBTQ+など)だけでなく、すべての人が持っている性のあり方(セクシュアリティ)のことで、多様な性のあり方を包括的に捉え、尊重するための概念です。

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

豊かで活力ある社会を実現するためには、性別に関わらず、誰もがともに、個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

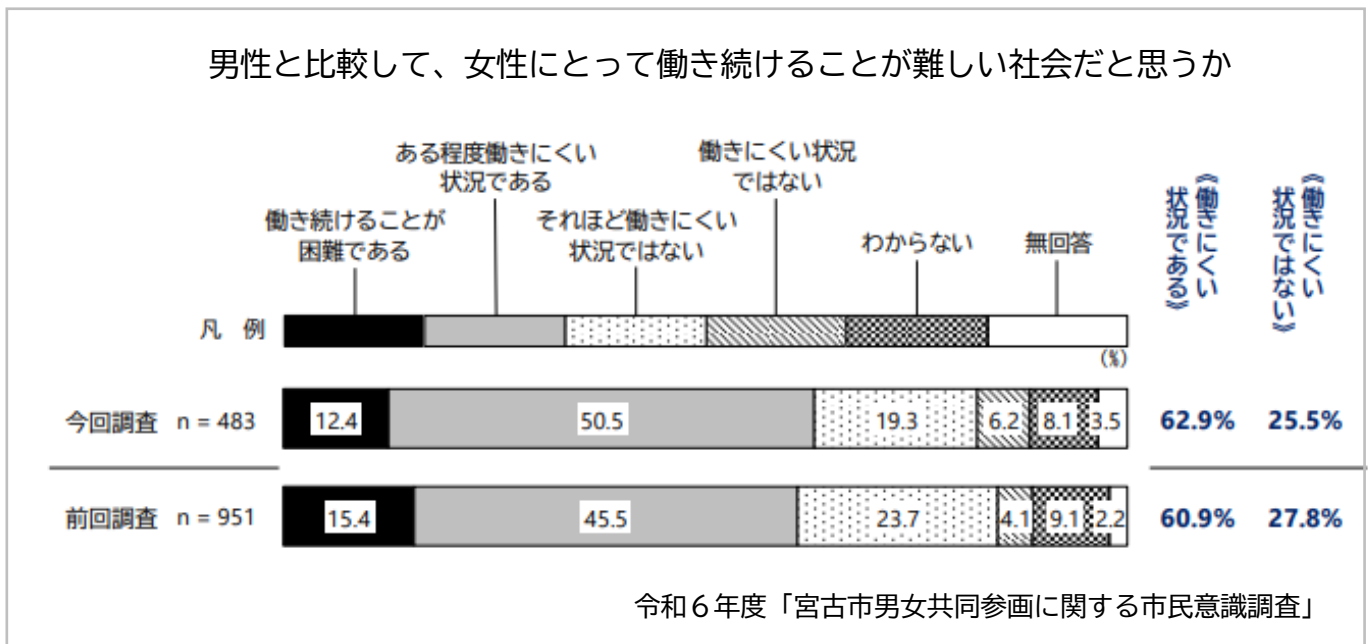
誰もがともに社会のあらゆる分野に参画していくために、仕事、家庭生活等のバランスを保ち、誰もが多様な生き方や働き方ができる生産性が高い持続可能な社会を目指します。

【現状と課題】

性別にかかわらず自分らしい生き方を選択できることは、自己実現につながり、一人ひとりが豊かな生活を送るために重要な要素の一つです。

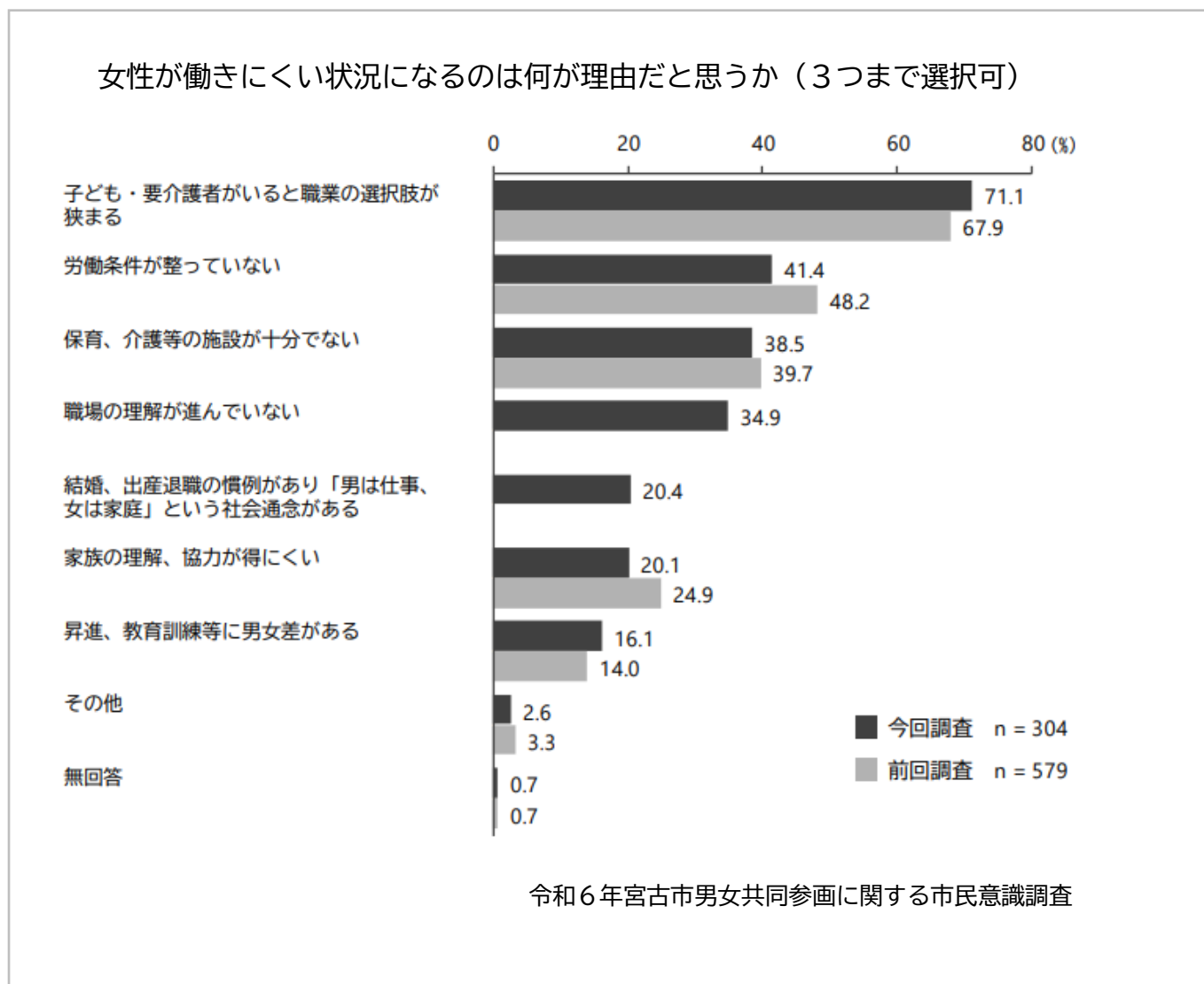
女性にとって働き続けることが難しい社会だと思うかについて、前回の調査結果(令和2年度)と比較すると、「働き続けることが困難である」は、3.0ポイント減少したものの、「ある程度働きにくい状況である」は5.0ポイント増加しています。

両方を合わせた女性にとって働きにくい状況であるとの回答は、前回を上回る62.9%となっており、この分野での取組の強化が必要な状況であると考えられます。



女性が働きにくい状況になる理由については、「子どもがいると働く場が限られている」が7割以上で最も多く、前回の調査結果(令和2年度)よりも3.2ポイント高く、次いで「労働条件が整っていない」、「保育所等の育児施設が十分でない」の順で高くなっています。

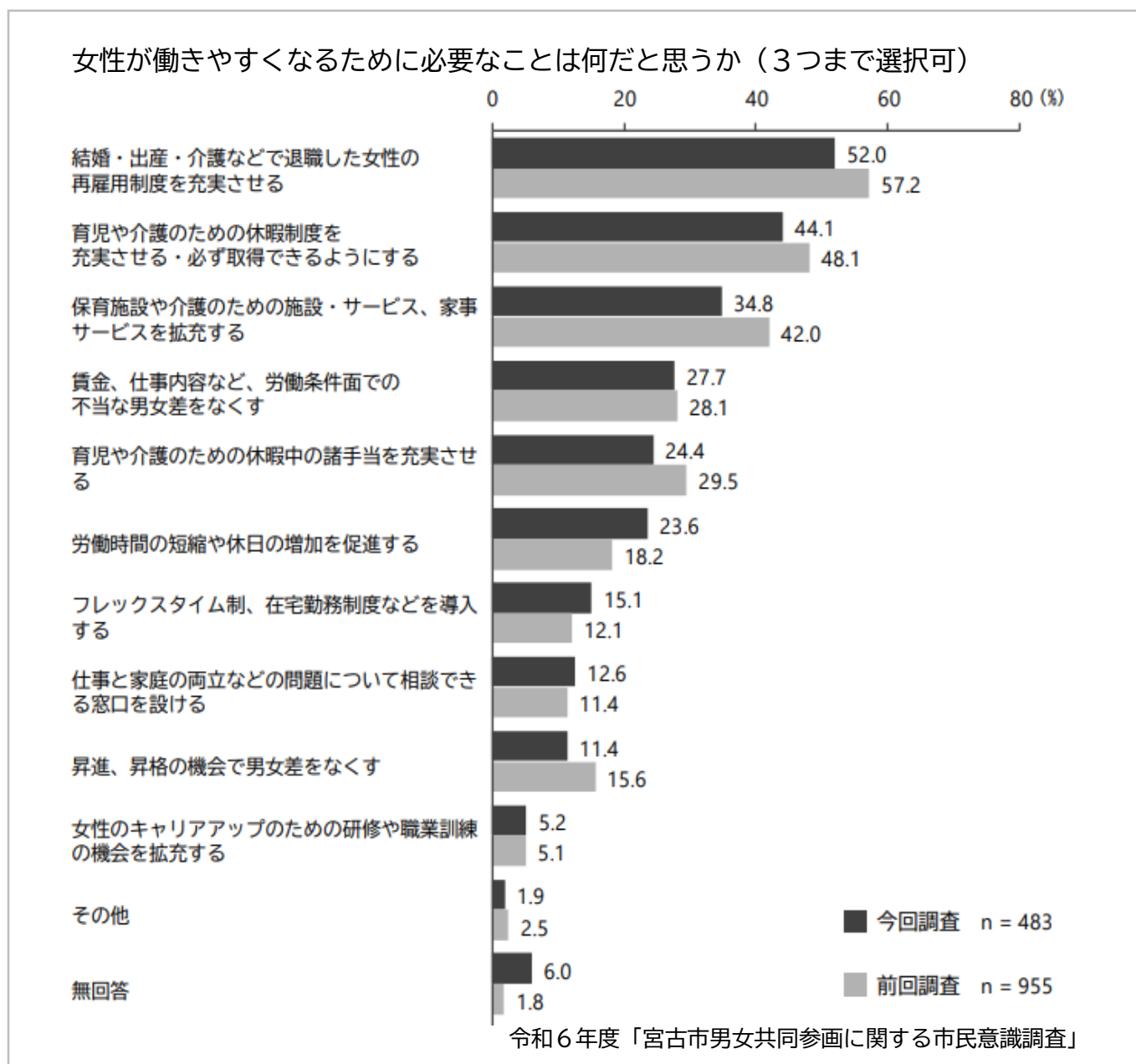
今回の調査で新たに設けた「職場の理解が進んでいない」が4番目となっており、子育て支援や労働条件の改善に加えて、職場における男女平等意識の醸成(女性が働き続けることへの理解)が課題になっていると考えられます。



女性が働きやすくするために必要なことについては、「結婚・出産・介護などで退職した女性の再雇用制度を充実させる」が最も多くなっています。

これは、一義的には再雇用制度充実の必要性が高いと捉えられますが、一方で、結婚等を機に退職せざるを得ない状況があまり改善されていないことの表れと捉えることもできます。

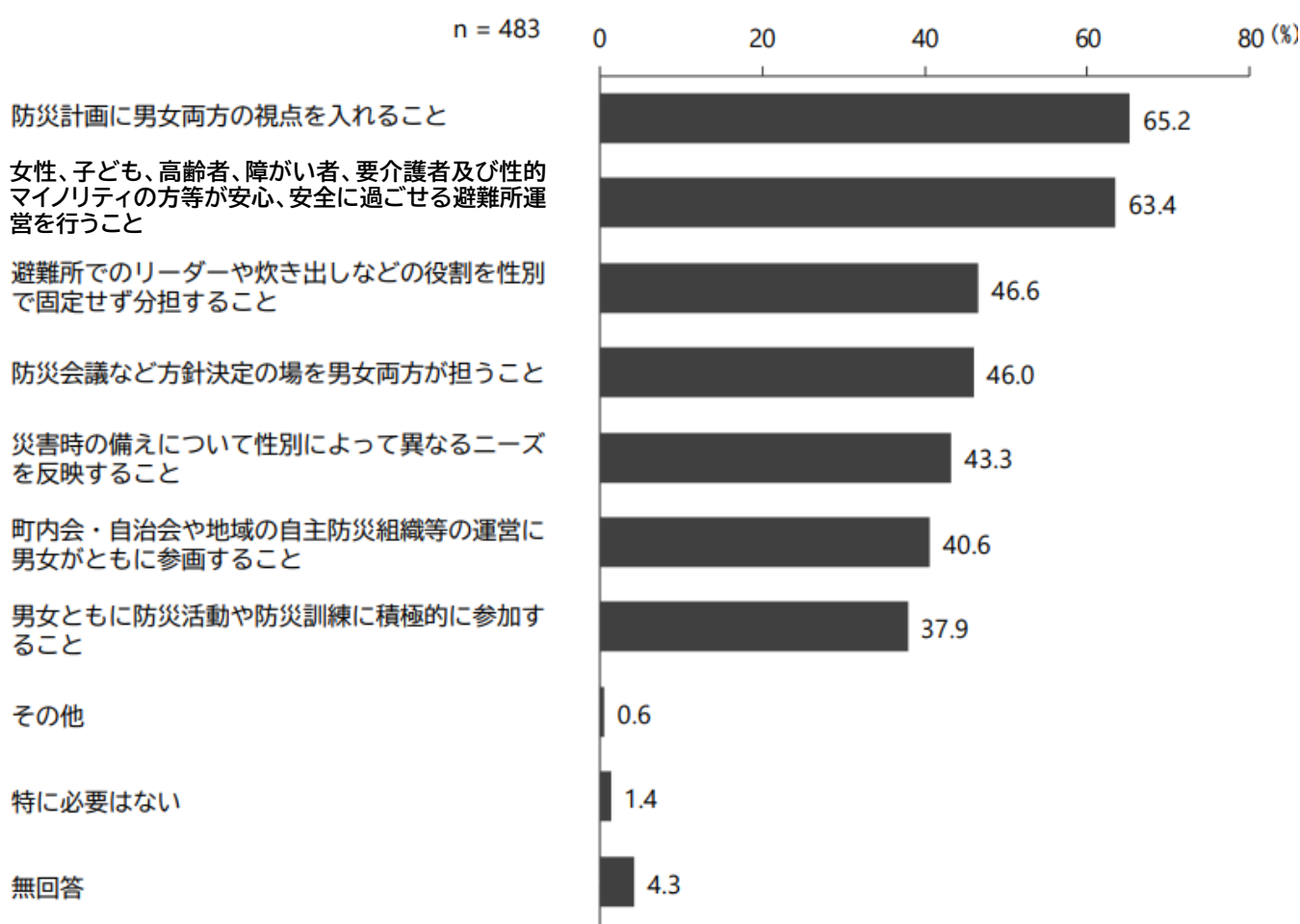
「育児や介護のための休暇制度を充実させる・必ず取得できるようにする」、「保育施設や介護のための施設・サービス、家事サービスを拡充する」が上位を占めていることから、希望しない退職を招かないような、育児や介護に対する支援の充実や職場環境の改善、家庭と仕事の両立に対する理解の促進が求められています。



防災分野で男女共同参画の視点を活かすために必要な取組については、「防災計画に男女両方の視点を入れること」が 65.2%と最も高くなっており、次いで、「女性、子ども、高齢者、障がい者、要介護者及び性的マイノリティの方等が安心、安全に過ごせる避難所運営を行うこと」が 63.4%となっています。

次なる災害に備え、計画策定段階と災害時の現場対応段階の両方で、男女共同参画の視点や多様な性のあり方に寄り添った視点が必要とされています。

防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

◆基本目標Ⅱ－1 家庭と仕事の両立支援の推進

性別にかかわらず、誰もが希望に応じた「家庭と仕事の両立」ができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を進めるとともに、育児や介護に携わる市民の負担軽減に向けた支援サービスを実施します。

ライフステージに応じた切れ目のない支援と情報提供を充実させ、安心して暮らせる環境を整えます。

事業者には、柔軟な働き方の推進や男性の育児・介護参画を促す職場づくりを働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。

行動目標(1) 家庭と仕事の両立を図るための環境の整備

誰もが希望に応じて家庭と仕事を両立できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

事業所に対しては、適正な労働時間管理や育児・介護休業制度の活用促進、柔軟な働き方の導入を働きかけます。

【目指す姿】

家庭と仕事が両立しやすいまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①男女とも同じように家事や育児、介護を行うのがよいと思う人の割合	41.6%	80.0%
②市内の「くるみん認定制度注13」「いわて子育てにやさしい企業等認定制度注14」の認定企業数	9団体	18団体

注13 くるみん認定制度：「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を、厚生労働省が認定する制度です。

注14 いわて子育てにやさしい企業等認定制度：仕事と子育ての両立支援や男女が共に働きやすい環境整備に取り組む企業・団体を岩手県が認証し、その取組を支援・奨励する制度です。

【必要な取組】

ア 家庭内における男女平等意識の醸成

- ▽男女共同参画に関する講座の開催
- ▽女性と子どもの人権尊重の意識啓発
- ▽男性の家庭生活への参画促進

イ 家庭と仕事の両立に取り組む企業等の拡大

- ▽くるみん認定制度・いわて子育てにやさしい企業等認定制度の周知、認定取得への支援
- ▽育児・介護休業制度等の普及・啓発

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

◆基本目標Ⅱ-1 家庭と仕事の両立支援の推進

行動目標(2) 子育て支援サービスの充実

子育てと仕事の両立支援のため、多様なニーズに対応した保育のサービスの充実を図ります。

【目指す姿】

必要な子育て支援サービスを受けられるまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①待機児童数	0人	0人
②子どもを預けたいときに預けられる場所 についての市民満足度 ※宮古市総合計画策定に係る市民意識調査にて、 市民の満足度を100点満点で点数化したもの。以降 の「市民満足度」指標も同じ	48.3点	60.0点

【必要な取組】

ア 乳幼児保育・学童保育の充実

- ▽保育サービスの充実
- ▽子育て支援センター事業の充実
- ▽学童の家等の整備・充実

イ 育児相談・育児に関する学習機会の充実

- ▽相談体制の充実
- ▽妊娠・出産・育児に関わる健康支援と学習機会の提供

ウ 交流を通じた育児支援の推進

- ▽地域における子育て支援の充実
- ▽ファミリーサポートセンター事業の充実

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

◆基本目標Ⅱ-1 家庭と仕事の両立支援の推進

行動目標(3) 介護・福祉サービスの充実

介護と仕事の両立が実現できるよう、介護者の負担を軽減するため、高齢者及び障がい者福祉サービスの利用促進を図ります。

【目指す姿】

必要な介護・福祉サービスを受けられるまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①老人ホームなどの介護施設の整備状況についての市民満足度	43.1点	60.0点
②障がい者が社会参加しやすい環境についての市民満足度	44.0点	60.0点

【必要な取組】

ア 介護サービスの充実

▽相談体制の充実

▽介護支援施策事業の充実

イ 障がい福祉サービスの充実

▽相談体制の充実

▽障がい福祉支援施策の充実

◆基本目標Ⅱ－2 女性の職業生活における活躍の推進

誰もが希望する働き方を実現するためには、女性の多様なキャリア形成を支える環境づくりが必要です。

出産・子育て、介護等を理由とした、望まない離職を防ぐため、企業等に対して就労環境の改善の取組を働きかけるとともに、離職した女性には、経済的自立と自己実現を後押しします。

労働に関する制度や支援策の周知を図りながら、リスキリング^{注15}や再就職支援、就労に関する情報提供を充実させ、地域における女性の活躍を推進します。

行動目標(1) 女性の就業支援

女性の経済的自立と多様な生き方の実現に向けて、女性の活躍に取り組む企業等が増えるような支援、サポートに取り組めます。労働に関する制度や支援策の周知を進め、ライフステージの変化があっても就業の継続ができる環境づくりを支援します。

出産・子育て、介護等により離職した女性に対しては、リスキリングや職業訓練、就業講習の機会を充実させるとともに、地域における活躍の場の拡大を図ります。

【目指す姿】

男女がともに働きやすいまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①市内の「えるぼし認定制度 ^{注16} 」「いわて女性活躍認定企業等認定制度 ^{注17} 」の認定企業数	40 団体	60 団体

【必要な取組】

ア 女性の就労環境の整備促進

▽女性の就業支援の充実

注15 リスキリング：「Reskilling」。新しい職業に就くため、または現在の職業で求められるスキルが大きく変化したことに適応するために、必要な知識やスキルを新たに習得することです。

注16 えるぼし認定制度：「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。

注17 いわて女性活躍認定企業等認定制度：女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を岩手県が認定する制度です。

- ▽就業講習等の情報提供
- ▽再就職に関する情報の提供
- ▽男女雇用機会均等法、労働関係法令の周知

イ 女性の活躍に取り組む企業等の拡大

- ▽えるぼし認定制度、いわて女性活躍認定企業等認定制度の周知、認定取得への支援
- ▽女性の人材育成講座の開催・情報提供
- ▽女性認定農漁業者への支援

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

◆基本目標Ⅱ-2 女性の職業生活における活躍の推進

行動目標(2) 女性の経営参画の推進

女性が、企業等の経営に主体的に関わる意識の醸成を図るとともに、地域に根ざした女性の起業や事業承継を支援します。

あらゆる分野における女性リーダーを育成し、経営や方針決定の場への参画を推進します。

【目指す姿】

企業等の経営に男女がともに参画しているまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①市内企業における女性経営者の割合	16.1%	21.0%

【必要な取組】

ア 女性の経営参画の推進

- ▽人材育成事業の推進
- ▽女性リーダーの育成
- ▽女性の経営参画への理解促進

◆基本目標Ⅱ-3 参画し合うまちづくりの推進

政策・方針決定過程における女性の参画は、多様な視点を取り入れた持続可能な地域づくりに不可欠であり、男女が対等に個性と能力を発揮できる社会の実現に寄与します。

あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画拡大に向けて、市の意思決定の場において率先して取組を進めるとともに、地域自治組織等への働きかけを行います。

行動目標(1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画拡大に向け、市の審議会等の委員や市管理職への女性の登用が進むよう、人材育成や環境づくりに取り組みます。

また、政策・方針決定過程における男女共同参画の重要性について、市民や関係団体への意識啓発を進めます。

【目指す姿】

政策・方針決定に男女がともに参画しているまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①審議会等における女性委員の割合	31.1%	40.0%
②市職員管理職(課長以上)における女性の割合	3.6%	20.0%

【必要な取組】

ア 政策・方針決定等の場への女性の参画の推進

- ▽人材育成の推進
- ▽女性リーダーの育成
- ▽女性が管理職に就きやすい環境づくり

イ 政策に関する学習機会の充実

- ▽男女共同参画に関する講座の開催
- ▽市民グループの学習活動の支援

基本課題Ⅱ 誰もがともに活躍できる社会づくり

◆基本目標Ⅱ-3 参画し合うまちづくりの推進

行動目標(2) 男女共同参画の視点に立った防災・地域づくりの推進

地域社会において男女が対等に参画し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域活動の活性化を通じて、世代や立場を超えた連携を深め、誰もが役割を担える環境づくりを進めます。

また、防災への取組においては、男女共同参画の視点を取り入れ、子ども、若者、高齢者、障がいのある方に加え、性的マイノリティの方々など、多様な立場の人々の意見が反映される地域防災体制の構築を進めます。

【目指す姿】

防災・地域づくりに男女がともに参画しているまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①地域自治組織における女性会長の割合	8.2%	13.0%
②市防災会議における女性委員の割合	9.3%	14.0%

【必要な取組】

ア 地域活動への男女共同参画の推進


▽地域自治組織に対する男女共同参画の啓発

イ 地域防災活動への男女共同参画の推進

▽防災計画の策定における女性の参画推進

▽避難所運営における女性の参画推進

▽避難所におけるジェンダー対応の推進



基本課題Ⅲ 誰もが安全・安心に過ごせるまちの実現

すべての人が生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が互いの身体的・心理的特性を理解し、人権を尊重し合い、思いやりをもって関わる意識の醸成を図ります。

また、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、ハラスメントなどの、あらゆる暴力や、ひとり親世帯の生活困窮、高齢者の貧困やヤングケアラーなど、構造的で複合的な原因から生じたあらゆる困難な問題を抱える当事者に対しては、本人の意思を尊重しながら、そうした問題に寄り添った切れ目のない支援体制を整備します。

併せて、妊娠・出産、更年期など、女性のライフステージに応じた健康課題に対応するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を尊重し、誰もが必要な情報と支援にアクセスできる環境を整えます。

【現状と課題】

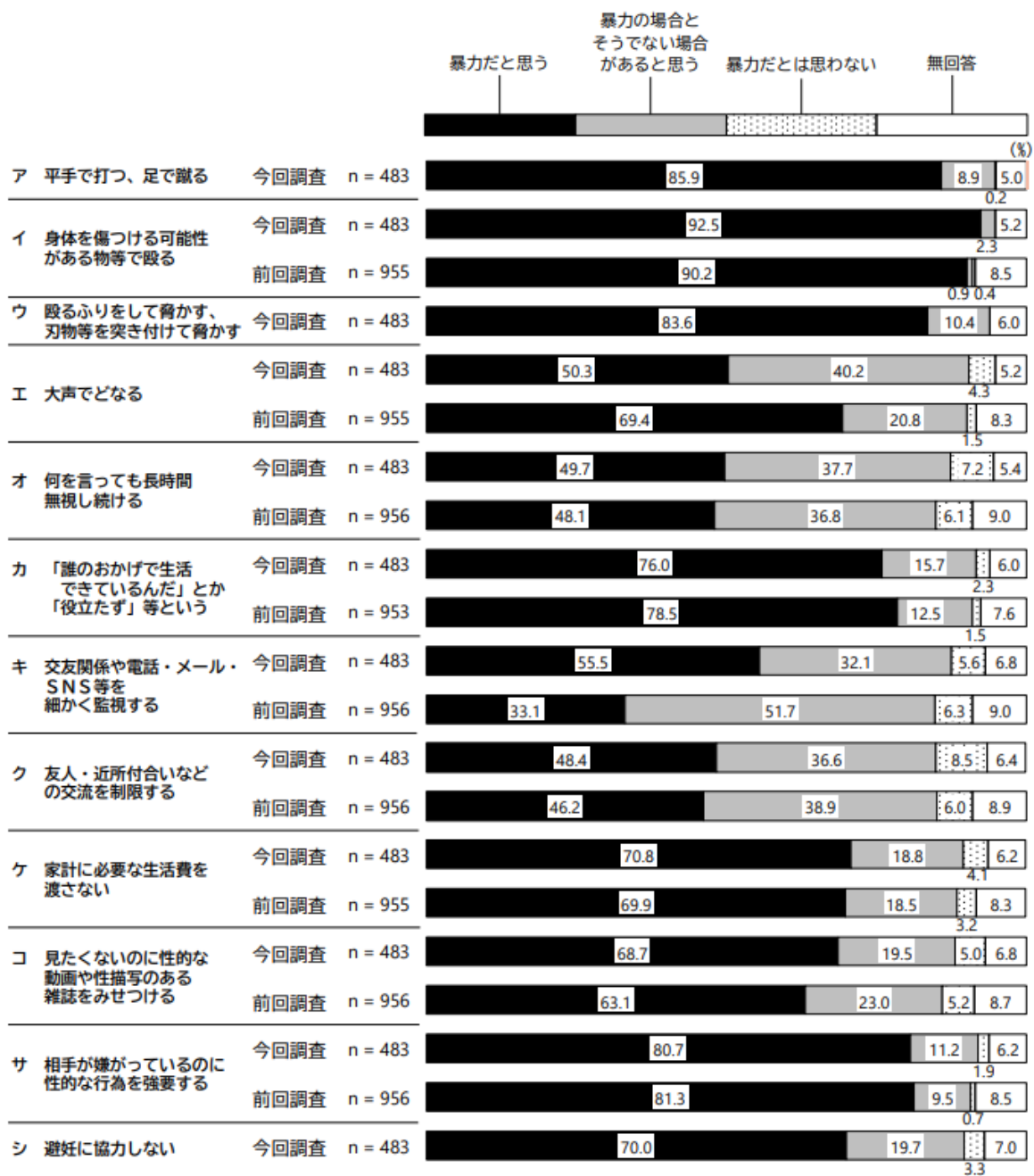
配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、ハラスメントなど、あらゆる暴力は個人の尊厳を著しく傷つけ、社会参加や職業生活だけではなく、心身の健康、人間関係、教育の機会、自由な意思決定など、被害者の生活の基盤を脅かす深刻な人権侵害であり、その根絶は国と地域社会の重要な責務です。

これらの暴力は、固定的な性別役割分担意識や、家庭・社会における男性優位の考え方、経済的格差など、構造的な問題に起因している側面もあります。

配偶者や交際相手の間で次のようなことが行われた場合、暴力だと思うかについて、今回の調査結果(令和6年度)を見ると、「平手で打つ、足で蹴る」や「性的な行為を強要する」などでは暴力だと思う割合が高い一方で、「長時間無視し続ける」や「交流を制限する」などでは暴力だと思う割合が低く、認識にばらつきがあることがわかります。

認識のばらつきは前回調査にも表れており、あらゆる暴力を根絶するためには、設問に列挙したような事例はすべて暴力だという認識を共有することが課題であるといえます。

配偶者や交際相手の間で次のことが行われたとき、暴力だと思うか



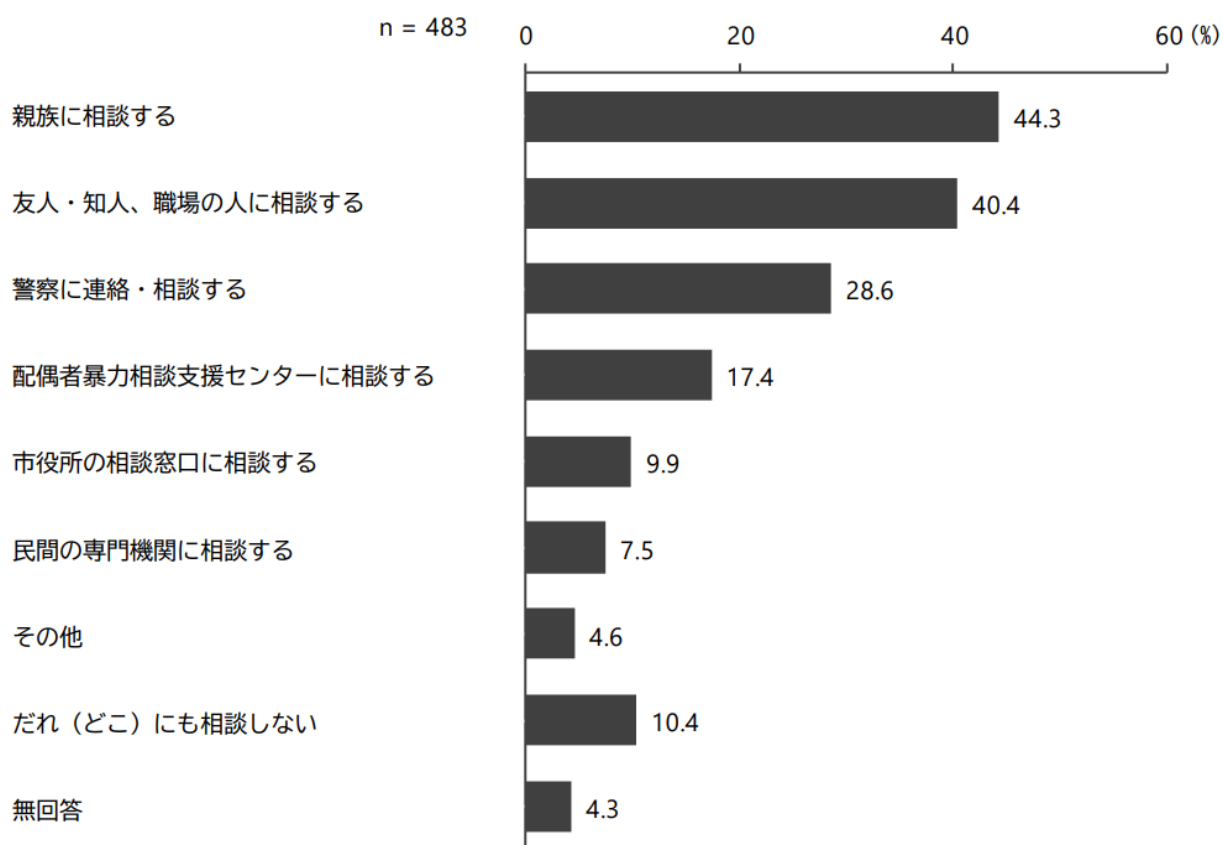
令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

配偶者や交際相手から受けた場合の相談相手について、今回の調査結果(令和6年度)を見ると、一番多い項目は「親族」で 44.3%、次いで「友人・知人・職場の人」が 40.4%となっています。

公的機関としては多い順に「警察」28.6%、「配偶者暴力相談支援センター」17.4%、「市役所の相談窓口」9.9%となっています。専門の相談機関を利用することや、身近な相談者となった場合、適切に対応できるよう DV の正しい知識を啓発することが重要です。

一方で、「だれ(どこ)にも相談しない」と回答した人が 10.4%となっていることから、暴力の防止・予防に向けて、気軽に相談できる体制づくりを、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

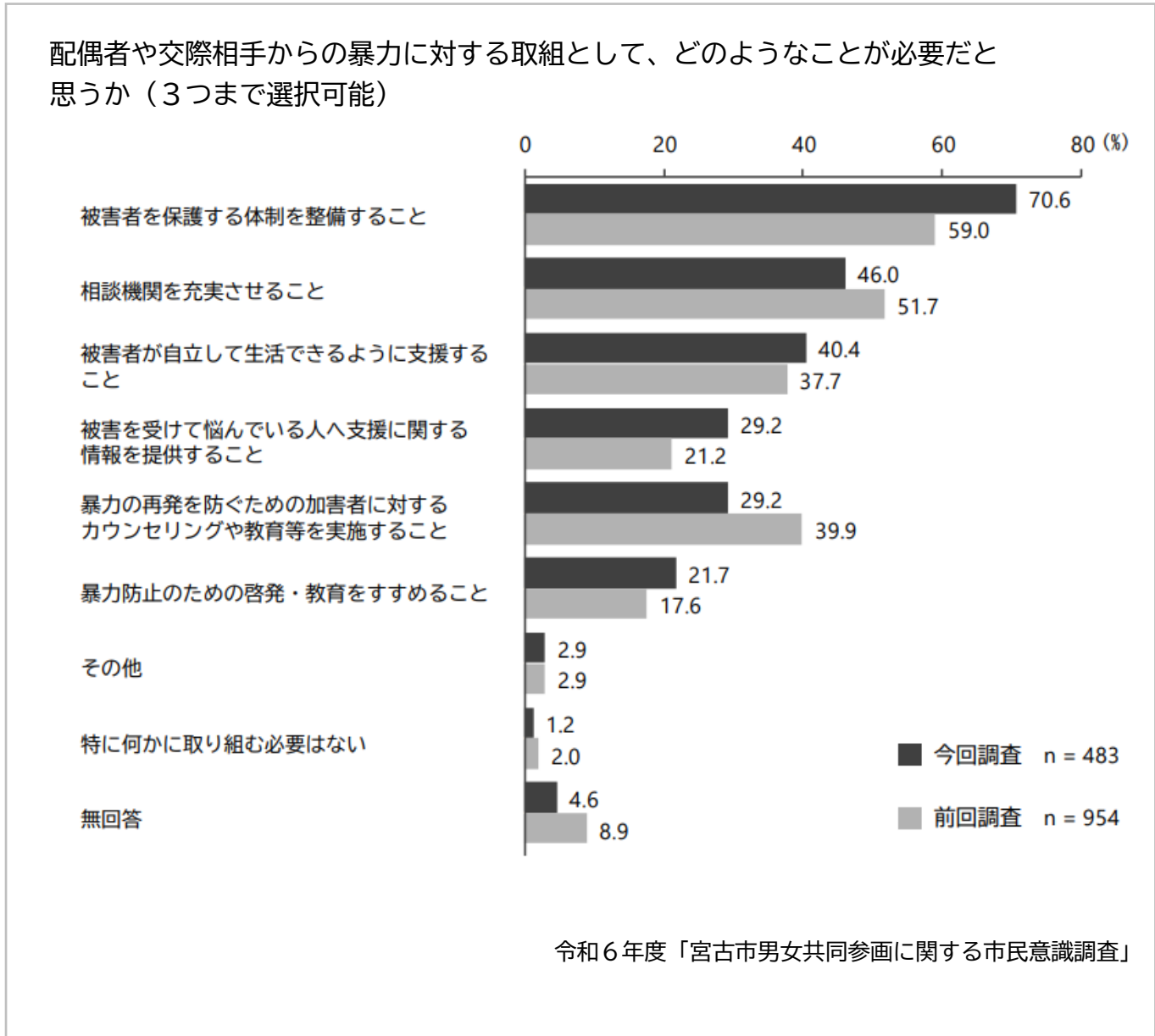
配偶者や交際相手から暴力を受けた場合、誰かに打ち明けたり、相談したりするか。(あてはまるものをすべて選択)



令和6年度「宮古市男女共同参画に関する市民意識調査」

配偶者や交際相手からの暴力に対する取組については、「被害者を保護する体制を整備すること」が70.6%で最も高く、前回の調査結果(令和2年度)よりも11.6ポイント上昇しています。

暴力防止のための啓発や相談機関の充実にもまして、被害者を保護する体制の整備が必要とされています。



また、近年の女性をめぐる課題は、前述した心身への暴力等に関するものだけではありません。非正規雇用や低賃金により安定した生活基盤を築けない女性や、ひとり親家庭の方などをはじめとした経済的困難の深刻化、DV や精神的支配を起因とした家庭関係破綻、コロナ禍により顕在化した孤独・孤立対策など、課題の複雑化・多様化・複合化が進んでいます。

市で取り組んでいる、「女性・一般相談」事業には、性別や社会の既成概念により生きづらさを感じている人向けの困難を抱える当事者の方などから、様々な内容の相談が寄せられており、特に、「生き方」「こころ」「家族」に関する相談の割合が多くなっています。

市女性相談・一般相談実績(件数)

相談内容	R1	R2	R3	R4	R5	R6	割合
生き方	2	8	23	24	2	-	16.0%
こころ	2	18	54	6	17	6	27.9%
からだ	1	9	12	-	-	-	6.0%
仕事	5	3	6	1	-	-	4.1%
夫婦	3	13	2	1	-	-	5.1%
家族	5	10	39	2	3	7	17.9%
対人	1	5	14	2	1	-	6.2%
暴力	-	-	3	1	-	1	1.4%
暮らし	2	1	12	-	-	-	4.1%
その他	3	4	13	12	1-	-	11.4%
計	24	71	178	49	33	14	

このような課題の解決を図るため、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、様々な取り組みが進められています。

性的被害、家庭環境、地域社会との関係性など多様な事情により、支援を必要とする方々が抱えている様々な問題、その背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、困難な状況にある方々が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する取組が、自治体にも求められています。

基本課題Ⅲ 誰もが安全・安心に過ごすまちの実現

◆基本目標Ⅲ－1 あらゆる暴力の根絶とあらゆる困難への支援

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、ハラスメントなど、あらゆる暴力は、性別や、加害者・被害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

若年層への啓発を含め、DV やハラスメント等に関する正しい理解の促進に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、被害者が安心して相談でき、支援を受けることができる体制の整備を進めます。配偶者等からの暴力は子どもにも深刻な影響を及ぼすことから、被害者本人だけでなく、その子どもへの支援も充実させ、切れ目のない包括的な支援を推進します。

行動目標(1) 暴力のない社会づくりの推進

配偶者などからの暴力について、どのような行為が暴力に該当するのかをはじめ、暴力を受けた場合の対応など、DVに関する理解を促進するため、様々な取組を通じて意識啓発を行います。

また、被害者を支援するため、相談しやすい環境の整備や、被害者を保護する体制の整備に取り組めます。

【目指す姿】

暴力を許さないまち、被害者に寄り添うまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①暴力該当事例を見て暴力だと思う人の割合 ※各事例の平均値	69.3%	100.0%
②暴力を受けた場合にだれ(どこ)にも相談しない人の割合	10.4%	0.0%

【必要な取組】

ア あらゆる暴力の根絶に関する啓発

- ▽あらゆる暴力を容認しない意識づくりの推進
- ▽学校におけるあらゆる暴力の根絶に関する教育の推進

イ 相談体制・被害者保護体制の強化

- ▽相談体制の充実

▽被害者保護体制の充実

ウ 被害者の自立支援の推進

▽被害者の自立のための相談・支援

▽子どもへのケアと就学等に関する支援

基本課題Ⅲ 誰もが安全・安心に過ごすまちの実現

◆基本目標Ⅲ-1 あらゆる暴力の根絶と困難への支援

行動目標(2) 男女共同参画の視点に立ったあらゆる困難への支援

ジェンダーギャップや、性別による固定的な性別役割分担意識などの課題は、ひとり親世帯の生活困窮、高齢者の貧困やヤングケアラーなどの問題にも繋がります。こうした課題に対応するため、多様性を尊重する環境づくりを進めるとともに、困難な状況にある当事者の早期発見と、支援体制の構築を推進します。

【目指す姿】

困難を抱える当事者に寄り添うまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①生活上の課題を相談できる機会や場所についての市民満足度	40.4 点	60.0点
②必要なときに手助けをしてもらえる環境についての市民満足度	38.6 点	60.0 点

【必要な取組】

ア 早期発見のための取組と連携強化

▽相談体制の充実

イ 困難を抱える当事者への支援の充実

▽困難な家庭環境などにあるひとり親家庭等への支援

▽生活困窮、高齢、障がい者などの多様な困難を抱える当事者への支援

基本課題Ⅲ 誰もが安全・安心に過ごせるまちの実現

◆基本目標Ⅲ－２ 生涯にわたる健康支援

すべての人が生涯にわたって心身ともに健康で快適な生活を送ることができるよう、ライフステージや性差に応じた健康支援を推進します。妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期、不妊、性感染症、メンタルヘルスなどの課題にも対応した切れ目のない支援体制を整備します。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点を重視し、包括的な性教育の推進や、誰もが安心して医療や相談支援にアクセスできる環境づくりを進めます。

行動目標(1) 生涯にわたる健康支援

すべての人がライフステージに応じた心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、性差や個々のニーズに合わせた健康支援を推進します。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち、男女が互いの身体や健康課題を理解し合い、主体的に妊娠・出産・育児を選択できるよう、包括的性教育や学習機会の充実を図ります。

【目指す姿】

生涯にわたって健康が保たれるまち

【成果指標と目標値】

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度末)
①子宮がん検診の受診率	10.5%	60.0%
②乳がん検診の受診率	15.7%	60.0%
③ゲートキーパー ^{注18} 養成講座年間受講者数	103人	100人
④市民の健康づくりに対する活発な取組についての市民満足度	45.5点	60.0点

【必要な取組】

ア 妊娠・出産を支える取組の推進

▽性教育の充実

▽薬物、喫煙、飲酒による健康被害防止の指導

注18 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。

- ▽妊娠・出産・育児に関わる健康支援と学習機会の提供
- ▽不妊に悩む方の生殖補助医療への支援

イ 健康診断・がん検診等の受診促進

- ▽住民健診への受診促進
- ▽がん検診等への受診促進

ウ 心身の健康づくりの促進

- ▽食育の推進
- ▽こころの健康づくりの推進
- ▽高齢者の介護予防・健康づくりの推進
- ▽相談体制の充実

第4章 計画推進の取組

1 計画の推進体制

(1) 市民、市民団体の活動推進

市民の男女共同参画社会の形成に取り組む意識醸成を進めるため、社会の様々な分野の学習機会の提供を図ります。さらに、男女共同参画に関する市民団体の活動を推進します。

(2) 推進体制の充実

本計画推進のために実施計画を定め、実効性ある具体的施策を実施するため、関係課と取組の進捗管理について情報を共有し、連携しながら施策を推進します。

(3) 市民、教育機関、市内の関係団体、事業所との連携

男女共同参画を推進するため、市民、教育機関、市内の関係団体と協力・連携を図ります。また、男女共同参画の推進には、事業所が担う役割が大きいことから、事業所に対する情報提供を行うとともに、協力・連携を図ります。

2 計画の評価

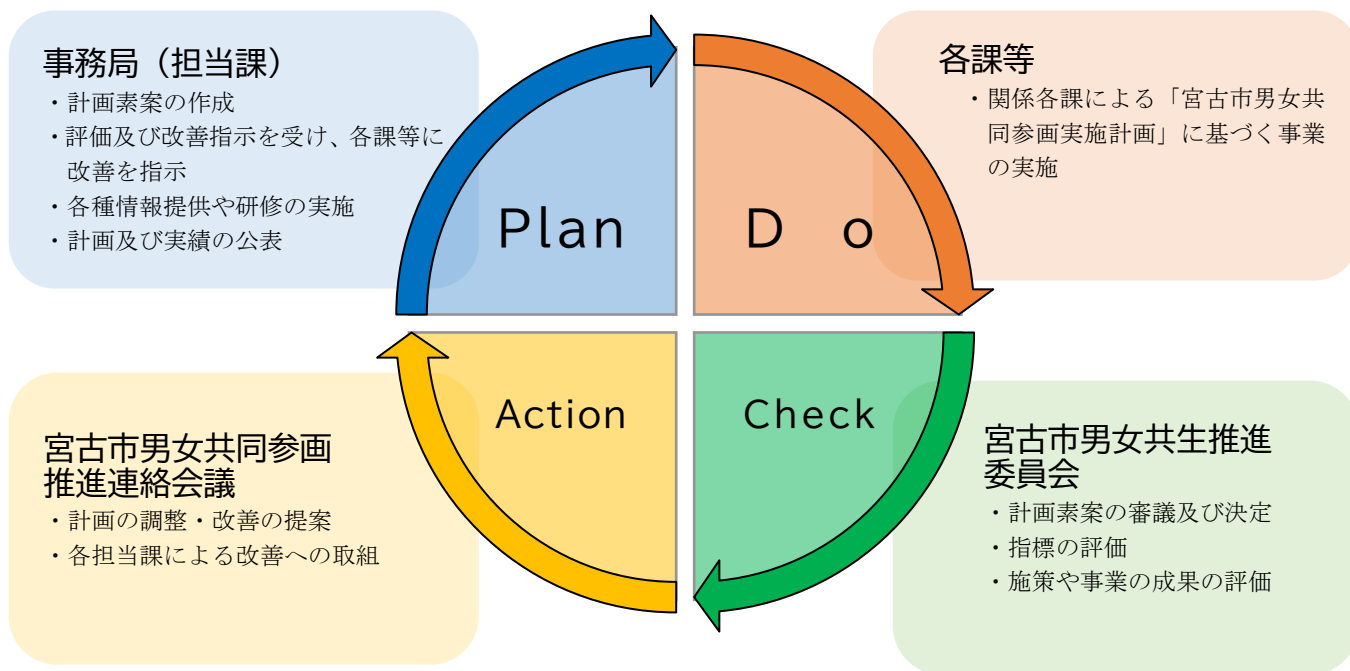
本計画については、進捗状況を事業担当部局及び男女共同参画担当課で管理することとし、男女共生推進委員会からの意見や評価を公表します。

進捗状況に対する市民の意見や国の動向、社会情勢の変化等を反映させながら、計画を推進します。

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、Plan(計画する)、Do(実行する)、Check(評価する)、Action(改善する)の「PDCA」サイクルで計画の進行管理を行います。

計画の進行状況は、庁内関係部局において、年度ごとに把握・点検・評価し、その状況に応じて事業、取組を適宜改善等し、施策を実施します。



資料編

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条繰下)

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていること

その他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一

年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及

び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事

項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面

第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後

に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日＝令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(令七法六三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届

出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)

は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十條繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一條繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九条 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定
公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十

一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号)」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の^{かん}涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日 = 令和四年六月一五日)
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日 = 令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

宮古市男女共生推進委員会条例

平成17年6月6日条例第18号

改正 令和3年3月3日条例第5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に資するため、宮古市男女共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(令3条例5・一部改正)

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項について市長の諮問に応ずるとともに、市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(令3条例5・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公募による者
 - (2) 知識経験を有する者
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(令3条例5・一部改正)

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

附 則（令和3年3月3日条例第5号）抄

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

宮古市男女共生推進委員会委員

任期:令和7年8月1日～令和9年7月31日

委員長	宮城 貞子	宮古人権擁護委員協議会
副委員長	八木澤 江利子	宮古市校長会
委員	坂本 紗綾	公募委員
委員	鈴木 将人	岩手県立大学宮古短期大学部
委員	竹原 雅子	宮古保育会
委員	高坂 一男	宮古市PTA連合会
委員	竹谷 八千代	宮古市女性会議
委員	吉水 和也	岩手弁護士会
委員	伊藤 エミ子	あじさいの会(いわて男女共同参画サポーター)
委員	加藤 勇介	宮古労働基準監督署
委員	花輪 政文	日本労働組合総連合会岩手県連合会宮古地域協議会
委員	伊藤 清香	新岩手農業協同組合女性部宮古支部
委員	佐々木 正宜	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
委員	腹子 摩裕美	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット

第6次宮古市男女共同参画基本計画

令和8年3月策定

発行 岩手県宮古市

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111

FAX 0193-63-9110